はじめに

日本史〈史料問題・テーマ史編〉にようこそ。
この講義は，私大・国公立二次やセンター試験を受験する人に，土台となる知識をつけてもらうためのものです。高１・２生が受講しても全く問題ありません。沖縄史・北海道史・女性史・戦後の国際社会という４つの重要テーマと，すべての時代の史料を，４講＋６講の計10講でコンパクトに解説していきます。問題の解説授業ではありませんから板書は極力省きますが，かわりにテキストは他の追随を許さない詳しさです。

①受講の仕方

予習は必要ありません。復習に全力を投球してください。

②板書について

基礎〔ベーシック〕を黄，応用〔スタンダード〕を白，発展〔ハイレベル〕を赤で。ただ，授業はあくまでも聞くものだと思うので，極力少なくしています。テキストにそのまま書き込んでください。**特別にノートを用意する必要はありません。**

③復習について

理想としては…，テキストをざっと見直す⇒確認テスト⇒一問一答集⇒問題集というのが一連の流れです。そこに年代などの暗記を，適宜追加します。ただ，最終的に出来るようになれば何でも結構です。

※覚えていないのに問題を解くのですか？　とよく聞かれます。すでに覚えてるなら解く必要はないですよね。解いてから覚えるのではなく，解いて，間違えて覚えるのです。

④他講座との関係

「トップ＆ハイレベル日本史」「トップ＆ハイレベル日本史＜文化史編＞」「スタンダードレベル日本史」では重点的に扱わないテーマと，史料そのものを扱っています。これらの講座の補完に最適です。

あとは講義内で。

伊藤賀一

目　次

第１講　琉球・沖縄史 …… p 4

第２講　蝦夷地・北海道史 …… p 12

第３講　女性史 …… p 20

第４講　戦後の国際社会 …… p 26

第５講　前近代の史料① …… p 38

第６講　前近代の史料② …… p 50

第７講　前近代の史料③ …… p 62

第８講　前近代の史料④ …… p 76

第９講　近現代の史料① …… p 90

第10講　近現代の史料② …… p 100

第１講　琉球・沖縄史

1　古代・中世・近世の琉球（りゅうきゅう）

①琉球統一以前

A　旧石器時代

港川人（みなとがわじん）・山下町洞人（やましたちょうどうじん）など新人段階の化石人骨が出土。

B　**貝塚文化〔南島文化〕**（**弥生時代**〜奈良時代頃）

縄文時代を経て，本土では稲作が始まり生産経済段階に入ったが，**南西諸島ではいまだ採集経済段階にとどまっていた。**

C　農耕の開始（８世紀頃〜）

稲作の他に豆・大麦・粟（あわ）なども行われるようになった。

☆『続日本紀』（しょくにほんぎ）に８世紀初頭，久米島（くめじま）・石垣島から使節が来航との記事もみられる。

D　**グスク時代**（12世紀頃〜）

按司（あじ）とよばれる豪族が**グスク〔城〕**を築き，互いに争いを繰り返すようになった。

☆13世紀末には元軍の攻撃を受ける。

☆14世紀には城塞（じょうさい）型の大型グスクが広まる。

E　**三山**（さんざん）**時代**（14世紀頃〜）

按司たちは**北山**（ほくざん）**〔山北**（さんほく）**〕・中山**（ちゅうざん）**・南山**（なんざん）**〔山南**（さんなん）**〕**の三王国に統一され，王はそれぞれ明（みん）の皇帝の冊封（さくほう）をうけた。

☆朝鮮半島の高麗（こうらい）へも使者を派遣。

②琉球（りゅうきゅう）王国の成立と発展（室町時代）

A　**琉球王国の成立（1429年）**⇒第一尚（しょう）王朝

按司(領主)から**中山王**（ちゅうざんおう）となった,**尚巴志**（しょうはし）による**三山**の統一。

☆**首里城**（しゅりじょう）に琉球王府を設置，**日本・明の両国に朝貢**（ちょうこう）。

☆首里城正殿前には「万国津梁の鐘（ばんこくしんりょうのかね）」がかけられ，場外には守礼門が建てられる。

B　第二尚王朝の成立（1470年）

尚円（しょうえん）〔内間金丸（うちまかなまる）〕が再統一。のち尚真（しょうしん）が明に冊封され全盛期を迎える。

C　**中継貿易**（ちゅうけいぼうえき）の展開

港町の**那覇**（なは）を中心に，明・日本・朝鮮（李朝）と東南アジア諸国とを結ぶ。

☆のち南蛮貿易の発展や，明の海禁政策緩和（かんわ）などにより衰退。

D　歌謡集『**おもろそうし**』の編纂（16世紀〜）

中国から三弦（サンシェン）が伝来。それを改良して**三線**（サンシン）〔**蛇皮線**（じゃびせん）〕がつくられ，伝統的歌謡**おもろ**が発達。

☆16世紀後半に三線が日本に伝来し，三味線（しゃみせん）となった。

---

③江戸時代の琉球王国

徳川家康は当初，対明交渉の仲介（ちゅうかい）を担（にな）わせようとしたが琉球はこれを拒否。

A　**薩摩藩の支配（1609 〜 1867年）**

1609年，幕府の許可を得た**島津家久**が琉球に侵攻，首里城（しゅりじょう）を落とし国王**尚寧**（しょうねい）を服属させ,「掟（おきて）」15条を申し渡す。

☆与論島（よろんじま）以北は薩摩藩領となり，約８万９千石の検地も２年後に完了。

B　**日中両属**

王国の形式を残し，**中国（明のち清**（しん）**）との朝貢**（ちょうこう）**貿易も継続。**

☆清には毎年進貢船（しんこうせん）を派遣，清からは冊封使（さくほうし）が来琉（らいりゅう）した。

C　**琉球からの使節**（計20回の異国風を装（よそお）う「江戸上（のぼ）り」には薩摩藩が同行）

あ　**慶賀使**（けいがし）　　**将軍の代替わりごとに派遣**

い　**謝恩使**（しゃおんし）　　**国王の代替わりごとに派遣**

D　『中山世鑑（ちゅうざんせいかん）』の編纂（17世紀半ば）

琉球王国初の正史（せいし）。羽地朝秀（はねじちょうしゅう）〔向象賢（しょうじょうけん）〕による。

２　近現代の琉球・沖縄史

①幕末の琉球

1853年にペリーが来航，翌年琉米(りゅうべい)条約〔琉米修好条約〕を独自の王国として締結。

---

②明治期の琉球［沖縄］⇒日本による県政の開始＝旧慣温存策(きゅうかんおんぞんさく)

A　年表

1871年　廃藩置県により鹿児島県が琉球王国との関係を管轄

台湾住民による琉球漂流民殺害事件

☆明治政府は漂流民を「日本国属民」と主張。

1872年　**琉球藩**の設置

☆琉球国王**尚泰**(しょうたい)を琉球藩王とし，華族に列する。

1874年　**台湾出兵［征台(せいたい)の役］**

☆**西郷従道**(つぐみち)が熊本鎮台兵や鹿児島県士族らを率い出兵（大久保利通が決定)。反対した木戸孝允は下野(げや)。

☆駐清イギリス公使ウェードの調停により，清は日本の行動を義挙(ぎきょ)と認め賠償金50万両(テール)を支払う（日清互換条款(ごかんじょうかん)）。

1875年　琉球藩が清との関係存続を嘆願

☆政府は拒否。

1876年　琉球藩の裁判権・警察権を接収

1879年　**沖縄県を設置［琉球処分］**

☆清の抗議⇒前アメリカ大統領グラントが仲介した日本の「先島(さきしま)分島案（２分案）」は，清の「琉球独立案（３分案）」と対立し，翌年に廃案。

1890年　第一回帝国議会に代表送れず

☆当初，沖縄県民には参政権がなかった。

1893年　宮古島の住民代表上京

☆高率の人頭税(じんとうぜい)など旧支配層の優遇廃止を懇願。

1895年　日清戦争の勝利（下関条約）により琉球帰属問題が決着

1899年　土地整理事業の開始（～1903年）

☆沖縄における地租改正，土地所有権が確立し人頭税も廃止。

1908年　市町村制の適用

1909年　府県制の適用

1912年　**沖縄県で初の衆議院議員選挙**

B　沖縄の自由民権運動

沖縄倶楽部(クラブ)を結成した**謝花昇(じゃはなのぼる)**らが展開するが，県知事奈良原繁(ならはらしげる)が厳しく弾圧。

C　沖縄学の創始

伊波普猷(いはふゆう)が琉球文化を研究，本土の民俗学形成にも影響を与える。

---

③大正・昭和初期の沖縄

戦後恐慌（1920年）以後，過大(かだい)な税負担や砂糖価格の暴落などにより深刻な打撃を被(こうむ)り，本土・海外への出稼ぎが増え，多くの県民が流出した。

☆県内では「ソテツ地獄」とよばれる深刻な飢餓(きが)状態に陥(おちい)った。

---

④太平洋戦争中の沖縄⇒“祖国防衛の防波堤(ぼうはてい)”

アメリカ軍の上陸による**沖縄戦**（**1945年**３～６月）では本土決戦の“捨て石”扱いとなり，大量の軍人や民間人が犠牲となる。

☆成人の「郷土(きょうど)防衛隊」だけでなく，男子学生が**鉄血勤皇隊(てっけつきんのうたい)**，女子学生が**学徒隊(がくとたい)**（**ひめゆり学徒隊**など）として戦闘・看護(かんご)に参加。

☆日本軍による「**住民虐殺(ぎゃくさつ)**」や「（半強制の）**集団自決**」も発生したと言われている。

☆陸軍大将牛島満(みつる)は「最後迄(まで)敢闘し悠久(ゆうきゅう)の大義に生くべし」，海軍中将大田實(みのる)は「沖縄県民斯(か)ク戦ヘリ　県民ニ対シ後世(こうせい)特別ノ御高配(ごこうはい)ヲ賜(たまわ)ランコトヲ」と言い遺(のこ)した。

---

⑤アメリカ施政権時代の沖縄（1945年～72年）

　終戦とともにアメリカの直接軍政下に置かれ，嘉手納基地などの米軍基地が密集する“太平洋の要石”となる。

1950年　**朝鮮戦争開始，米軍出撃基地となる**（～53年）
　琉球列島米国民政府〔ＵＳＣＡＲ〕の設置
　☆返還までの沖縄を実質的に支配。はじめ極東軍総司令官，1957年以降は沖縄高等弁務官が設置され絶大な権力を持つ。

1951年　**サンフランシスコ平和条約**調印により，日本の施政権から分離される

1952年　平和条約発効を機に，住民側の政治機構である**琉球政府**が発足
　☆行政主席・立法院・琉球上訴裁判所からなる。
　☆琉球政府の行政主席・裁判官はアメリカによる**任命制**。

1953年　**奄美群島の返還（鹿児島県）**
　沖縄に土地収用令公布，米軍の土地強制収用が続く

1956年　「プライス勧告」に対し，島ぐるみ闘争が広がる

1960年　**沖縄県祖国復帰協議会**が結成され，**祖国復帰運動**が盛り上がる

1964年　アメリカが**ベトナム戦争**に介入,翌年から**米軍出撃基地となる**（～73年）
　☆北爆用にＢ52型爆撃機が配備される。

1965年　佐藤栄作首相，初の沖縄公式訪問
　☆「沖縄の祖国復帰なくして，日本の戦後は終わらない」と表明。

1967年　佐藤・ジョンソン会談
　☆「日米共同コミュニケ」で，両３年以内の返還時期合意を表明。

1968年　**初の琉球政府主席公選**⇒革新系の**屋良朝苗**が当選

1969年　**佐藤・ニクソン会談**
　☆「日米共同声明」を発表。安保条約堅持を前提に,「**核抜き**・**本土なみ**・72年返還」が決定。

1970年　初の国政参加選挙実施
　☆衆・参両院に議員を送り込む。

1971年　**沖縄返還協定の調印**
　☆米軍基地の存続を認める内容に，住民の不満は高まる。

1972年　沖縄開発庁の設置
　沖縄返還協定の発効（５月15日）
　☆米国民政府は廃止。初代知事屋良朝苗のもとで**沖縄県**が復活。

⑥返還後の沖縄（1972年～）

米軍基地問題・第３次産業への傾斜・低水準の県民所得など様々な問題点を抱える。

1975年　沖縄国際海洋博覧会の実施

1982年　**駐留(ちゅうりゅう)軍用地特別措置法**にもとづく，軍用地の強制使用を開始

1992年　首里城の復元が完了，首里城公園開園

1993年　天皇，初の沖縄訪問

1995年　糸満(いとまん)市の平和祈念公園内に慰霊碑(いれいひ)「**平和の礎(いしじ)**」完成

　　米兵による少女暴行事件

　　☆基地の整理縮小と日米地位協定の見直しを求める住民運動が高まる。

　　大田昌秀(おおたまさひで)知事，軍用地強制使用のための代理署名拒否を宣言

　　☆翌年，政府の説得により署名。

1996年　米軍**普天間(ふてんま)飛行場**の５～７年以内の全面返還に日米両政府が合意

1997年　**駐留軍用地特別措置法を改正**

　　☆期限切れで不法占拠状態になる米軍基地の暫定(ざんてい)使用を合法化。

1999年　県（稲嶺恵一(いなみねけいいち)知事）が普天間飛行場の移設候補地に**名護市辺野古(へのこ)**を表明

　　☆キャンプ･シュワブ沖合への移設を市長が受諾し，政府の閣議でも決定。

2000年　**九州・沖縄サミット**の開催

　　☆第二次森喜朗(もりよしろう)内閣。

2004年　沖縄国際大学に米軍ヘリが墜落(ついらく)

2006年　2014年までの米軍再編完了のロードマップで日米が合意

　　☆海兵隊のグアム移転，普天間飛行場の辺野古移設など。しかし，2012年に両者を切り離すなどロードマップ見直し。

2008年　県議会が普天間飛行場の辺野古移設反対決議を可決

2012年　普天間飛行場に新型輸送機オスプレイを配備，訓練飛行開始

2013年　日米両政府，嘉手納(かでな)より南の米軍基地返還計画で合意

　　☆普天間飛行場の返還は2022年以降となる。

2016年　米軍属者による女性暴行殺害事件

2019年　**辺野古湾岸部埋め立ての賛否を問う沖縄県住民投票**

　　☆埋め立て反対が多数。法的拘束力はなく，政府は投票結果を受け入れず。

第１講　確認テスト

1　沖縄県で発見された，縄文人に似ている点が多い，新人段階の化石人骨とは？

①明石人　②港川人　③北京原人　④浜北人

2　沖縄における豪族を何というか？

①按司　②国人　③俘囚　④柵戸

3　沖縄における「三山」にあてはまらないものを一つ選べ。

①北山〔山北〕　②中山　③南山〔山南〕　④東山

4　琉球王国の成立した年に，室町幕府の将軍であった人物とは？

①３代足利義満　②４代足利義持　③６代足利義教　④８代足利義政

5　琉球王国の首都とは？

①今帰仁　②首里　③那覇　④名護

6　琉球の伝統歌謡を何というか？

①伎楽　②催馬楽　③おもろ　④ユーカラ

7　1609年，琉球国王を服属させた薩摩藩主とは？

①島津貴久　②島津義久　③島津義弘　④島津家久

8　1872年，琉球藩の設置により藩王となった人物とは？

①尚巴志　②尚真　③尚寧　④尚泰

9　沖縄における自由民権運動を主導した人物とは？

①西郷従道　②謝花昇　③奈良原繁　④伊波普猷

10　初の公選により琉球政府主席（のち初代沖縄県知事）となった人物とは？

①屋良朝苗　②佐藤栄作　③稲嶺恵一　④大田昌秀

11　沖縄返還協定が発効し，５月15日に返還がなされた年とは？

①1968年　②1971年　③1972年　④1975年

12　九州・沖縄サミット時の首相とは？

①大平正芳　②中曽根康弘　③森喜朗　④福田康夫

13　宜野湾市の普天間飛行場の移設計画がある場所とは？

①辺野古　②嘉手納　③大阪　④グアム

解答

1　②	2　①	3　④	4　③	5　②
6　③	7　④	8　④	9　②	10　①
11　③	12　③	13　①		

第２講　蝦夷地・北海道史

1　古代・中世・近世の蝦夷地〔蝦夷ヶ島（えぞがしま）〕

①和人（わじん）〔シャモ〕の進出以前

A　旧石器文化⇒マンモス・ヘラジカなどが北方から渡来
　白滝（しらたき）・置戸（おけと）安住（あずみ）・樽岸（たるきし）などの遺跡。

B　縄文文化
　十勝岳（とかちだけ）・白滝などで黒曜石（こくようせき）を産出。

C　**続（ぞく）縄文文化**（前５世紀頃～７世紀頃）⇒続縄文土器を使用
　寒冷だが自然が豊かな北海道では，本土が生産経済段階（＝弥生文化）に入っても農耕は行われず，鉄器を使用した**採集経済段階が継続した。**

D　**擦文（さつもん）文化**（７世紀頃～13世紀頃）
　本土の土師器（はじき）の影響を受けた**擦文土器**や鉄器の使用を伴う，採集経済段階の文化。
　☆同時期，オホーツク海沿岸では，オホーツク式土器の使用を伴う，**オホーツク文化**が展開。

E　**アイヌ**文化（13世紀頃～）⇒文字をもたず口承（こうしょう）の**ユーカラ**が発達
　狩猟・漁撈を中心とする採集経済段階の文化。
　☆イオマンテ〔熊送り〕などの風習。

---

②蝦夷ヶ島への進出

A　**和人（わじん）**の進出（13世紀～）
　南部の渡島（おしま）半島に**道南十二館（たて）**を建設，館主（たてぬし）は津軽（つがる）の豪族**安藤〔安東〕氏**の支配下に属する。
　☆北海（ほっかい）の産物（鮭（さけ）・昆布・毛皮など）を，津軽の**十三湊（とさみなと）**を通じ畿内へ輸送していた。
　☆1968年，**志苔館（しのりだて）**跡の付近から約37万枚の輸入銭（宋銭など）が出土。

B　**コシャマインの戦い（1457年）**
　和人〔シャモ〕とアイヌの紛争。安藤氏の部将である花沢館（はなざわだて）の**蠣崎氏（かきざきし）**が討滅。
　☆蠣崎氏の客将**武田信広（たけだのぶひろ）**が大首長コシャマインを射殺（しゃさつ）。
　☆のち，16世紀前半には蠣崎氏が館主を統一し松前を本拠とする。

---

③蝦夷地と幕府との関係

A　**松前藩**の支配（1604年～）

1593年　**蠣崎慶広**（かきざきよしひろ）が豊臣秀吉から蝦夷地支配権を認められる

☆安藤〔安東〕氏から独立。

1599年　蠣崎慶広が徳川家康から蝦夷地支配権を認められ**松前氏**に改姓

1604年　家康が蝦夷統治の条令３カ条を定め松前慶広に与える

☆**アイヌ**との交易独占権を保障され松前藩を形成。

☆**商場知行制**（あきないばちぎょうせい）を採用。主な交易品は，鮭・鰊（にしん）・昆布（アイヌ）や米・酒・塩（和人）など。

B　**和人**（わじん）〔**シャモ**〕へのアイヌの抵抗

1669年　シャクシャインの戦い

☆商場の設置により自由な交易ができなくなったことなどに不満。

☆津軽藩の援軍を得た松前藩がチャシ〔砦（とりで）〕を落とし鎮圧。以後は**場所請負制**（ばしょうけおいせい）を採用，18世紀前半に「１万石格」として大名扱いをされる。

1789年　クナシリ・メナシの戦い〔クナシリ島の蜂起（ほうき）〕

☆アイヌ最後の抵抗。

---

④ロシアの接近

1739年　ロシアの探検船，各地に初来航

☆いわゆる“元文(げんぶん)の黒船”。

1778年　ロシア船，根室に来航し通商を要求

☆翌年厚岸(あっけし)に再来航するが，松前藩が拒絶。

1783年　工藤平助『赤蝦夷風説考(あかえぞふうせつこう)』を著す

1785年　老中田沼意次(たぬまおきつぐ)，**最上徳内(もがみとくない)**を千島(ちしま)探検に派遣

1786年　林子平『三国通覧図説』を著す

☆三国とは，朝鮮・琉球・蝦夷地。

1789年　クナシリ・メナシの戦い

1792年　ロシア使節ラクスマン，根室(ねむろ)に来航し通商を要求

☆大黒屋光太夫(だいこくやこうだゆう)ら漂流民を伴い来航。

☆幕府は翌年拒絶するが，長崎入港の許可証（信牌(しんぱい)）を与える。

1798年　**近藤重蔵(こんどうじゅうぞう)・最上徳内**らを南千島探検に派遣

☆択捉島(えとろふとう)に「大日本恵登(えと)（土）呂府(ろふ)」の標柱を立てる。

1799年　幕府，東蝦夷地を直轄

☆場所請負制を廃止，のち箱館奉行を設置。

1804年　ロシア使節レザノフ，長崎に来航し通商を要求

☆のち“北辺(ほくへん)の紛争”が勃発。

1806年　文化の撫恤(ぶじゅつ)令〔薪水(しんすい)給与令〕

☆１年で撤回。

1807年　幕府，西蝦夷地も直轄（＝全蝦夷地を直轄）

☆箱館奉行を**松前奉行**に改称。

1808年　**間宮林蔵(まみやりんぞう)**ら樺太(からふと)を探検

☆翌年，松田伝十郎とともに樺太が離島(りとう)であることを発見。

1811年　ゴローウニン事件（～ 13年）

☆北前船(きたまえぶね)商人**高田屋嘉兵衛(かへえ)**の活躍で収拾。

1821年　幕府，全蝦夷地を松前藩に還付

２　近現代の北海道［蝦夷地］史

①開国

1854年　**日露和親条約**

☆**北方（ほっぽう）の国境を画定（かくてい）。択捉島以南を日本領，得撫島（うるっぷとう）以北をロシア領とし，樺太は両国民雑居の地となる。**

1855年　幕府が蝦夷地を再直轄し，箱館奉行を設置

---

②明治新政府による北海道の開拓

開拓次官（のち長官）黒田清隆が，**アメリカ人ケプロン**を顧問（こもん）として招き，アメリカ式大農場制度の移植をはかる。

1868年　箱館裁判所の設置

1869年　**五稜郭（ごりょうかく）の戦い［箱館戦争］**

松浦武四郎（たけしろう）の案で蝦夷地を**北海道**と改称

☆東京に**開拓使**を設置し，樺太とともに管轄。

1871年　開拓使を札幌（さっぽろ）に移転

戸籍法公布

☆アイヌを平民に編入し，苗字の使用を強制するなど**同化政策**を推進。

1874年　**屯田兵制度**の開始

☆「士族授産」策の一貫（1904年に廃止）。

1875年　**樺太・千島交換条約**締結により千島を領有

☆樺太〔サハリン〕アイヌの人々を，北海道に移送。

1876年　**札幌農学校**の設置⇒**アメリカ人クラーク**が教頭として来日

1878年　アイヌ民族を「旧土人」と呼称する

☆狩猟・漁労も禁止されていた。

1881年　開拓使官有物払い下げ事件

☆薩摩藩出身の黒田清隆長官と政商五代友厚（ごだいともあつ）。

明治天皇の北海道巡幸（じゅんこう）

1882年　開拓使を廃止，函館・札幌・根室３県体制となる

1886年　３県を廃止，**北海道庁**を設置

1889年　北海道炭礦（たんこう）鉄道の設立

☆1902年には北海道鉄道も設立。

1897年　支庁制を施行

☆2010年に廃止。

---

③アイヌ民族への政策と領土問題

1899年　北海道旧土人保護法

☆同化政策で困窮したアイヌを,差別的な農地配分で農業に従事させる。

1900年　衆議院議員選挙法の適用

1901年　旧土人学校［アイヌ小学校］の設置

☆日本語教育を強制するなど，アイヌの言語・文化を否定。

1902年　函館・札幌・小樽（おたる）で初の衆議院議員選挙

1905年　ポーツマス条約締結により，**南樺太を領有**

1907年　樺太庁の設置

1918年～シベリア出兵（～22年）

☆その過程で北樺太を占領（～25年）。

1930年　北海道アイヌ協会の設立

1946年　北海道アイヌ協会の社団法人化

☆のち北海道ウタリ協会に改組。

1950年　北海道開発庁の設置

1951年　サンフランシスコ平和条約

☆日本は千島列島と南樺太を放棄。

1956年　日ソ共同宣言

☆ソ連は**択捉島（えとろふ）・国後島（くなしり）**は解決済みとし，平和条約締結後の**歯舞群島（はぼまい）・色丹島（しこたん）**の返還を約束。

1981年　２月７日を「北方領土の日」と設定

1993年　東京宣言

☆エリツィン大統領がシベリア抑留（よくりゅう）を正式に謝罪。

1997年　アイヌ文化振興法の制定

☆アイヌという固有の民族を初めて法的に位置づけた点でその意義は大きいが,先住権など民族の権利に関わる項目はないなどの問題が残存。

2008年　「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」

☆衆参両院で可決。

北海道・洞爺湖（とうやこ）サミットの開催

☆福田康夫内閣。

2010年　メドベージェフ大統領，国後島を訪問

2013年　ロシアで日露首脳会談

　　　　☆安倍晋三首相とプーチン大統領。

2016年　日本で日露首脳会談

　　　　☆安倍晋三首相とプーチン大統領。

2019年　アイヌ新法制定

　　　　☆アイヌの先住権を認める。

第２講　確認テスト

1　紀元前後から７世紀頃まで，北海道に広く展開した鉄器文化とは？

①貝塚文化〔南島文化〕　②続縄文文化
③擦文文化　④オホーツク文化

2　中世に蝦夷地と日本海海運の結節点として発達した，津軽半島の日本海側にあった港町とは？

①大湊　②三国　③十三湊　④小浜

3　北条氏の御内人となり蝦夷管領に任じられた，２を拠点に日本海交易を行い蝦夷ヶ島南部をも勢力下においた，陸奥国津軽の豪族（＝地方武士）とは？

①安藤〔安東〕氏　②蠣崎氏　③松前氏　④宋氏

4　宋銭など37万枚の入った大甕３基が出土した，道南十二館の東端に位置する城館とは？

①茂別館　②志苔館　③花沢館　④勝山館

5　蠣崎氏の客将として，コシャマインの蜂起を鎮圧，女婿となり蠣崎氏を継承して勝山館を本拠とした人物とは？

①武田信広　②武田信虎　③上杉憲忠　④上杉憲政

6　江戸時代，幕府からアイヌとの貿易独占権を認められた藩とは？

①対馬藩　②松前藩　③津軽藩　④南部藩

7　1789年に起きた，アイヌ最後の蜂起とは？

①コシャマインの戦い　②シャクシャインの戦い
③クナシリ・メナシの蜂起　④ハンペンゴロウ事件

8　アイヌ経由で日本にもたらされた，中国産の絹織物とは？

①小倉織　②米沢織　③大島紬　④蝦夷錦

9　ディアナ号艦長ゴローウニンが，箱館・松前に拘留中に書いた書物とは？

①『日本』　②『日本史』　③『日本誌』　④『日本幽囚記』

10　日露和親条約では，択捉島と何という島との間に国境が画定されたか？

①国後島　②得撫島　③新知島　④占守島

11　1875年，樺太・千島交換条約を締結した駐露公使とは？

①黒田清隆　②青木周三　③榎本武揚　④小村寿太郎

12　ポーツマス条約で日本がロシアから割譲された「南樺太」は，北緯何度以南の樺太であったか？

①17度　②29度　③38度　④50度

解答

1	②	2	③	3	①	4	②	5	①
6	②	7	③	8	④	9	④	10	②
11	③	12	④						

第３講　女性史

1　前近代女性史

①古代の代表的女性

A	伊弉冉尊（イザナミノミコト）	国生み神話の女神，伊弉諾尊（イザナギノミコト）の妻
B	**天照大神**（アマテラスオオミカミ）	皇室の祖先神，伊勢神宮（内宮）に祀られる
C	豊受大神（トヨウケノオオミカミ）	穀物神，伊勢神宮（外宮）に祀られる
D	**卑弥呼**	邪馬台国連合の女王
E	**壱与〔壹与〕**（いよ）	邪馬台国連合の女王，卑弥呼の宗女（一族の女）
F	**推古天皇**	初の女帝，敏達天皇の后
G	**皇極天皇**（こうぎょく）	のち**斉明天皇**（さいめい）として初めて重祚，舒明天皇の后
H	**持統天皇**	藤原京に遷都するなど律令国家体制を確立，天武天皇の后
I	**額田王**（ぬかたのおおきみ）	万葉歌人
J	大伴坂上郎女（おおとものさかのうえのいらつめ）	万葉歌人，大伴旅人の妹（大伴家持の叔母）
K	藤原宮子（みやこ）	文武天皇の后，藤原不比等の娘
L	**元明天皇**（げんめい）	平城京に遷都，『古事記』の編纂，文武天皇の母
M	**元正天皇**（げんしょう）	『日本書紀』の編纂，文武天皇の姉
N	**光明皇后**（こうみょう）	聖武天皇の皇后，藤原不比等の娘
O	**孝謙天皇**（こうけん）	のち**称徳天皇**として道鏡皇位事件を起こす，聖武天皇の娘
P	和気広虫（わけのひろむし）	出家して法均尼（ほうきんに），孤児の養育を行う，和気清麻呂の姉
Q	高野新笠（たかののにいがさ）	桓武天皇の母，百済系渡来人
R	**藤原薬子**（くすこ）	薬子の変，藤原仲成の妹
S	小野小町（おののこまち）	六歌仙（ろっかせん）の一人
T	**藤原道綱の母**	初の女流日記『蜻蛉日記』（かげろう）を著す
U	藤原定子（ていし）	一条天皇の中宮（ちゅうぐう）（のち皇后），藤原道隆の娘
V	**藤原彰子**（しょうし）	一条天皇の中宮，藤原道長の娘，のち上東門院（じょうとうもんいん）
W	**清少納言**	定子に仕え『枕草子』を著す
X	**紫式部**	彰子に仕え『源氏物語』『紫式部日記』を著す
Y	和泉式部（いずみ）	彰子に仕え『和泉式部日記』を著す
Z	赤染衛門（あかぞめえもん）	彰子に仕え『栄花（華）物語』を著す？
a	**菅原孝標の女**（すがわらのたかすえのむすめ）	『更級日記』（さらしな）を著す

②中世の代表的女性

A	平時子（ときこ）	平清盛の妻
B	**平徳子（とくこ）**	平清盛の娘，高倉天皇の中宮として安徳天皇を産む，のち**建礼門院**
C	**北条政子（まさこ）**	源頼朝の妻，“尼将軍”
D	静御前（しずかごぜん）	源義経の愛人，白拍子（しらびょうし）
E	**阿仏尼（あぶつに）**	『十六夜日記（いざよいにっき）』を著す
F	**日野富子（とみこ）**	８代将軍足利義政の妻

③近世の代表的女性

A	濃姫（のうひめ）	織田信長の正室，斎藤道三の娘
B	小谷の方（おだにのかた）	織田信長の妹，お市の方
C	ねね	豊臣秀吉の正室〔北政所（きたのまんどころ）〕，のち高台院
D	**淀殿**	豊臣秀吉の側室，浅井長政（あざいながまさ）の娘
E	江（ごう）	２代将軍徳川秀忠の正室，浅井長政の娘，のち崇源院（すうげんいん）
F	春日局（かすがのつぼね）	３代将軍徳川家光の乳母
G	細川ガラシャ	キリシタン女性，細川忠興（ただおき）の妻，明智光秀の娘
H	**出雲阿国（いずものおくに）**	かぶき踊りを始める
I	**徳川和子（かずこ）**	後水尾（ごみずお）天皇の中宮，２代将軍徳川秀忠の娘，のち**東福門院（とうふくもんいん）**
J	**明正天皇（めいしょう）**	紫衣（しえ）事件により即位した２代将軍徳川秀忠の孫
K	加賀千代女（ちよじょ）	女流俳人
L	後桜町天皇（ごさくらまち）	最後の女帝
M	楠本イネ（くすもと）	女医，シーボルトの娘

２　近現代女性史

①近代の代表的女性

A	**中山みき**	天理教の教祖
B	篤姫（あつひめ）	13代将軍家定の正室，のち天璋院（てんしょういん）
C	**和宮（かずのみや）**	孝明（こうめい）天皇の妹，14代将軍家茂に降嫁
D	**津田梅子**	岩倉使節団に随行（ずいこう）し米国留学，女子英学塾の創設
E	山川捨松	岩倉使節団に随行し米国留学，大山巌（いわお）の妻，“鹿鳴館の女王”
F	新島八重（にいじまやえ）	新島襄の妻
G	広岡浅子（あさこ）	実業家
H	楠瀬喜多（くすのせきた）	高知の“民権ばあさん”
I	**岸田〔中島〕俊子**	自由民権運動
J	**景山〔福田〕英子（ひでこ）**	自由民権運動，自伝『妾（わらわ）の半生涯』，雑誌『世界婦人』創刊
K	矢島楫子（かじこ）	廃娼運動，東京婦人矯風会（きょうふうかい）（のち日本基督（キリスト）教婦人矯風会）
L	管野（かんの）スガ	大逆事件で処刑
M	川上貞奴（さだやっこ）	川上音二郎（おとじろう）の妻，女優として欧米を巡業
N	**松井須磨子（すまこ）**	新劇女優
O	**樋口一葉（ひぐちいちよう）**	作家『にごりえ』『たけくらべ』
P	**与謝野晶子（よさのあきこ）**	歌人『みだれ髪』，雑誌『明星（みょうじょう）』
Q	大塚楠緒子（くすおこ）	詩人『お百度詣（もう）で』
R	**平塚雷鳥（ひらつからいちょう）**	青鞜社（せいとうしゃ），新婦人協会
S	**市川房枝（ふさえ）**	婦人解放運動，戦後に参議院議員
T	奥むめお	婦人解放運動，戦後に主婦連合会会長
U	**山川菊栄（きくえ）**	赤瀾会（せきらんかい），戦後に労働省初代婦人少年局長
V	**伊藤野枝（のえ）**	赤瀾会，甘粕（あまかす）事件
W	出口なお	大本（おおもと）教の教祖
X	羽仁（はに）もと子	自由学園の創設
Y	上村松園（うえむらしょうえん）	日本画家，女性初の文化勲章
Z	**三浦〔柴田〕環（たまき）**	オペラ歌手
a	林芙美子（ふみこ）	作家『放浪記』
b	宮本百合子（ゆりこ）	プロレタリア作家
c	人見絹枝（ひとみきぬえ）	陸上選手，アムステルダム五輪で日本女子初の銀メダル
d	前畑秀子（ひでこ）	水泳選手，ベルリン五輪で日本女子初の金メダル

②現代の代表的女性

A　**並木路子**（なみきみちこ）　歌手『リンゴの唄（うた）』

B　笠置（かさぎ）シズ子　歌手『東京ブギウギ』

C　**美空（みそら）ひばり**　歌手

D　中山マサ　初の女性大臣（厚生大臣）

E　長谷川町子（はせがわまちこ）　漫画家『サザエさん』

F　土井（どい）たか子　初の女性衆議院議長，もと日本社会党党首

G　緒方貞子（さだこ）　国連難民高等弁務官

③戦後の女性解放

1956年　売春防止法制定→衆議院議員神近市子（かみちかいちこ）ら

1979年　国連女子差別撤廃条約

1985年　男女雇用機会均等法制定

1999年　男女共同参画社会基本法制定

第３講　確認テスト

1　皇室の祖先神で，伊勢神宮の内宮に祀られている神とは？

①天照大神　②豊受大神　③大国主神　④大物主神

2　初めて重祚した天皇の，最初の践祚時の名とは？

①皇極天皇　②斉明天皇　③孝謙天皇　④称徳天皇

3　天智天皇の娘で，草壁皇子に嫁ぎ文武天皇を産んだ人物とは？

①額田王　②元明天皇　③元正天皇　④藤原宮子

4　百済系渡来人出身で，桓武天皇の母とされる人物とは？

①大伴坂上郎女　②和気広虫　③高野新笠　④赤染衛門

5　『更級日記』の著者である女性とは？

①小野小町　②藤原道綱の母　③和泉式部　④菅原孝標の女

6　平清盛の娘で，安徳天皇を産んだ徳子は，出家後は何と呼ばれたか？

①上東門院　②建礼門院　③東福門院　④天璋院

7　室町幕府８代将軍の妻で，応仁の乱が発生する原因ともなった人物とは？

①北条政子　②静御前　③日野富子　④小谷の方

8　３代将軍徳川家光の乳母で，絶大な権力を有した人物とは？

①ねね　②江　③春日局　④細川ガラシャ

9　現段階で，最後の女帝とは？

①明正天皇　②桜町天皇　③後桜町天皇　④後桃園天皇

10　1838年，大和国で天理教を創始した女性とは？

①中山みき　②楠本イネ　③出口なお　④矢島楫子

11　大正時代，伊藤野枝とともに赤瀾会を結成し，戦後に労働省初代婦人少年局長となった人物とは？

①岸田〔中島〕俊子　②市川房枝　③奥むめお　④山川菊栄

12　映画『そよかぜ』に主演，挿入歌『リンゴの唄』で人気を博した女性歌手とは？

①三浦〔柴田〕環　②並木路子　③笠置シズ子　④美空ひばり

解答

1	①	2	①	3	②	4	③	5	④
6	②	7	③	8	③	9	③	10	①
11	④	12	②						

第４講　戦後の国際社会

１　戦後の国際社会

①戦後の対立と東西冷戦

1945年　**国際連合**の成立（10月24日）

☆原加盟国は51カ国。**本部はニューヨーク**。拒否権をもつ**安全保障理事会**の常任理事国は**米・ソ・英・仏・中の五大国**。

1946年　**チャーチル「鉄のカーテン」**演説

☆**イギリス前首相**がアメリカで行った東側諸国批判の演説。

インドシナ戦争開始（～54年）

☆ベトナムによるフランスからの独立戦争。

1947年　**トルーマン＝ドクトリン**発表

☆**アメリカ大統領**による東側諸国の「封じ込め」政策。ギリシャ・トルコへの軍事的・経済的援助。

マーシャル＝プラン発表

☆アメリカ国務長官による「欧州経済復興援助計画」。ソ連・東欧諸国は受け入れを拒否。以後，西欧諸国は対米従属的性格をもつ。

ソ連による**コミンフォルム**〔共産党情報局〕設置（～56年）

☆ソ連・東欧諸国の情報交換組織。

1948年　ソ連による西ベルリン封鎖（～49年）

大韓民国〔韓国〕と**朝鮮民主主義人民共和国〔北朝鮮〕**の成立

☆資本主義と社会主義の分断国家が誕生。

☆**韓国初代大統領**は**李承晩**（イスンマン），**北朝鮮初代首相**は**金日成**（キムイルソン）。

1949年　**ＮＡＴＯ〔北大西洋条約機構〕**結成

☆**アメリカと西欧諸国**の共同防衛組織。

ＣＯＭＥＣＯＮ〔経済相互援助会議〕結成（～91年）

☆**ソ連と東欧諸国**の経済協力機構。

ソ連による初の原爆実験

ドイツ連邦共和国〔西ドイツ〕とドイツ民主共和国〔東ドイツ〕の成立

☆資本主義と社会主義の分断国家が誕生。

中華人民共和国成立

☆**毛沢東**（もうたくとう）・周恩来（しゅうおんらい）の**中国共産党**が国共内戦に勝利。

中華民国成立

☆**蔣介石**(しょうかいせき)の**中国国民党**が国共内戦に敗北し，**台湾**を占領。

1950年　米韓相互防衛援助協定の締結

中ソ友好同盟相互援助条約の締結（～ 80年）

☆中華人民共和国が東側陣営にいったん加わる。

朝鮮戦争開始

☆南をアメリカ中心の**国連軍**，北を**中国人民義勇軍**が支援。53年に**板門店**(はんもんてん)で会談が行われ，**北緯38度線**で休戦中。

1951年　**サンフランシスコ平和条約**の締結

☆日本が西側諸国と単独講和。同時に**日米安全保障条約**を締結。

1952年　アメリカによる初の水爆実験

1953年　ソ連による初の水爆実験

☆この年，スターリン死去。

1954年　**アメリカによるビキニ水爆実験**

☆**第五福龍丸**(ふくりゅうまる)**事件**起きる。

中華人民共和国首相**周恩来**(しゅうおんらい)とインド首相**ネルー**が会談

☆主権尊重・相互不可侵(ふかしん)・内政不干渉・平等互恵(ごけい)・平和共存の**平和五原則**を発表。

ジュネーブ休戦協定〔インドシナ休戦協定〕の締結

☆ベトナムはフランスから北緯17度線で南北分断独立。

1955年　**アジア・アフリカ会議〔バンドン会議〕**

☆**Ａ・Ａ会議**ともいい，29カ国が参加して**平和十原則**を発表。

西ドイツのＮＡＴＯ加盟

ソ連による**ＷＴＯ〔ワルシャワ条約機構〕**結成（～ 91年）

☆ソ連と東欧諸国の共同防衛組織。

ジュネーブ４巨頭会談（米・ソ・英・仏）

☆**平和共存**路線，冷戦は「**雪どけ**」へ。

1956年　ソ連のフルシチョフ第一書記によるスターリン批判

☆この年にコミンフォルムも解散。ソ連は平和共存政策を推進。

☆中華人民共和国はソ連を修正主義と非難，中ソ対立はじまる。

日ソ共同宣言

☆日本も国際連合に加盟。

1957年　ソ連による世界初の人工衛星スプートニク１号打ち上げ

1958年　欧州経済共同体〔ＥＥＣ〕発足

1959年　初の米ソ首脳会談

☆アイゼンハワー大統領とフルシチョフ。

キューバ革命

1960年　日米相互協力及び安全保障条約〔新日米安保条約〕の締結

「アフリカの年」

☆アフリカで17カ国が独立。

1961年　東ドイツによるベルリンの壁構築

第一回非同盟諸国首脳会議

☆ユーゴスラビアのベオグラードにて。**第三世界**の存在感が増す。

1962年　**キューバ危機**

☆アメリカのケネディ大統領とソ連のフルシチョフが一触即発となる。

1963年　**部分的核実験停止条約〔ＰＴＢＴ〕**の締結

☆米ソ二国間は「**デタント〔緊張緩和〕**」へ。

1965年　**ベトナム戦争**本格化（～73年）

☆前年のトンキン湾事件を受け，**アメリカ**のジョンソン大統領がベトナム民主共和国〔北ベトナム〕に対し**北爆**を開始。北側の**南ベトナム解放民族戦線**がこれに対抗。

1966年　**文化大革命**の開始（～76年）

☆中華人民共和国の毛沢東が主導する思想・権力闘争。国内は大混乱。

1967年　**欧州共同体〔ＥＣ〕**発足

東南アジア諸国連合〔ＡＳＥＡＮ〕発足

1968年　**核拡散防止条約〔ＮＰＴ〕**の締結

プラハの春

1969年　アメリカのアポロ11号が初の月面着陸に成功

中ソ国境紛争

1971年　**中華人民共和国が国際連合に加盟**

☆台湾の中華民国は国連代表権を失う。

アメリカ大統領ニクソンが北京訪問計画発表

☆第一次ニクソン＝ショック。

アメリカ大統領ニクソンが金・ドル交換停止など「新経済政策」発表

☆第二次ニクソン＝ショック。

1972年　**ニクソンが中華人民共和国を訪問**し「米中共同声明」発表
　　　　米ソによる第一次戦略兵器制限交渉〔ＳＡＬＴⅠ〕
1973年　東西ドイツの国際連合同時加盟
　　　　ベトナム和平協定
　　　　第四次中東戦争
　　　　第一次石油危機〔オイルショック〕
1975年　**第一回先進国首脳会議〔サミット〕**開催
　　　　☆フランスのパリ郊外のランブイエにて。
1979年　**米中国交正常化**
　　　　☆カーター大統領による。
　　　　米ソによる第二次戦略兵器制限交渉〔ＳＡＬＴⅡ〕
　　　　アフガニスタン侵攻（～ 88年）
　　　　☆ソ連のブレジネフ書記長による。
　　　　イラン革命
　　　　第二次石油危機〔オイルショック〕
1980年　イラン・イラク戦争開始（～ 88年）
　　　　西側諸国によるモスクワ五輪ボイコット
1984年　東側諸国によるロサンゼルス五輪ボイコット
1985年　ソ連で**ゴルバチョフ**が書記長に就任
　　　　☆**ペレストロイカ〔改革〕**，グラスノスチ〔情報公開〕を実行。

---

②冷戦終結とその後の国際社会

1987年　米ソによる**中距離核戦力〔ＩＮＦ〕全廃条約**

1989年　**天安門事件**

☆鄧小平(とうしょうへい)政権が学生らの民主化運動を弾圧。

東欧革命

ベルリンの壁崩壊

マルタ島(とう)会談により冷戦終結

☆アメリカの**ブッシュ（父）大統領**とソ連の**ゴルバチョフ書記長**による。

1990年　**東西ドイツ統一**

イラクのフセイン大統領がクウェートに侵攻

1991年　**湾岸戦争**

米ソによる第一次戦略兵器削減条約〔ＳＴＡＲＴＩ〕調印

ソ連邦解体

☆エストニア・ラトビア・リトアニアの「バルト三国」が独立し，エリツィンロシア共和国大統領により**独立国家共同体〔ＣＩＳ〕**成立。

韓国と北朝鮮の国際連合同時加盟

1993年　**欧州連合〔ＥＵ〕発足**

パレスチナ暫定(ざんてい)自治協定調印

☆イスラエルがパレスチナ解放機構〔ＰＬＯ〕を承認。

米ロによる第二次戦略兵器削減条約〔ＳＴＡＲＴⅡ〕調印

1996年　**包括的(ほうかつてき)核実験禁止条約〔ＣＴＢＴ〕**国連で採択

1998年　インド・パキスタンが核実験

2000年　朝鮮半島の南北首脳会談

☆金大中(キムデジュン)韓国大統領と金正日(キムジョンイル)北朝鮮総書記。

2001年　**アメリカ同時多発テロ事件〔９．11事件〕**

☆日本でテロ対策特別措置法制定。

アメリカ・イギリスによるアフガニスタン攻撃

☆アメリカのブッシュ（子）大統領が主導。

2002年　アフリカ連合〔ＡＵ〕発足

米ロによる戦略核削減条約〔モスクワ条約〕調印

2003年　**イラク戦争**

☆日本でイラク復興支援特別措置法制定。

2006年　北朝鮮が核実験開始

2008年　世界金融危機〔リーマン＝ショック〕

G20サミット開始

2009年　北朝鮮がミサイル発射開始

2010年　米ロによる新戦略兵器削減条約〔新ＳＴＡＲＴ〕調印

2011年　北アフリカ諸国で独裁政権崩壊

☆「アラブの春」と総称される。

2014年　ロシアがクリミア併合を宣言

☆ウクライナ問題により，ロシアはＧ８サミットから除名される。

---

③国際通貨・貿易体制年表

1929年　**世界恐慌**
　☆以後，金本位制が崩壊し，ブロック経済体制へ。

1939年　**第二次世界大戦開始（～ 45年）**

1944年　**ブレトン＝ウッズ会議（米）**
　☆**ブレトン＝ウッズ協定**締結。

1945年　**ＩＭＦ〔国際通貨基金〕・ＩＢＲＤ〔国際復興開発銀行〕**設立

1947年　**ＧＡＴＴ〔関税及び貿易に関する一般協定〕**締結
　☆翌年からブレトン＝ウッズ体制へ。

1964年　ＧＡＴＴケネディラウンド（～ 67年）

1969年　ＳＤＲ〔特別引き出し権〕創設
　☆金・ドルに次ぐ「第三の通貨」。

1971年　**ニクソン＝ショック〔ドルショック〕**
　スミソニアン会議（米）
　☆**スミソニアン協定**締結，**スミソニアン体制**へ。

1973年　固定為替相場制から**変動為替相場制へ移行**
　ＧＡＴＴ東京ラウンド（～ 79年）
　第一次石油危機〔オイルショック〕

1975年　金の公定価格廃止
　☆ＳＤＲ中心に移行。
　６カ国で**サミット〔先進国首脳会議〕**開始
　☆パリのランブイエ。

1976年　**キングストン合意**で変動為替相場制を容認
　☆**キングストン体制**へ。
　６カ国にカナダが加わり**Ｇ７**サミットとなる

1979年　**第二次石油危機〔オイルショック〕**

1985年　**プラザ合意（米）**
　☆「双子の赤字」に悩むアメリカにＧ５が協調介入。

1986年　**ＧＡＴＴウルグアイラウンド**（～ 94年）

1987年　**ルーブル合意（仏）**
　☆Ｇ７の協調介入により為替相場安定へ。

1995年　**ＷＴＯ〔世界貿易機関〕**設立

☆ＧＡＴＴを改組し国際機関に。

1997年　アジア通貨危機（～ 98年）

☆タイの通貨バーツ暴落から韓国・マレーシア・インドネシアへ波及。

Ｇ７にロシアが加わり**Ｇ８**サミット〔主要国首脳会議〕となる

1999年　Ｇ20金融サミット開始

2001年　ＷＴＯドーハラウンド〔ドーハ開発アジェンダ〕開始

2007年　アメリカでサブプライムローン問題表面化

2008年　リーマン＝ショック

☆アメリカ発の世界金融危機。

Ｇ20首脳会議〔Ｇ20サミット〕開始

2014年　ウクライナ問題によりロシアがサミットから除名

☆再びＧ７サミットへ。

２　地域経済統合

現在，世界経済はグローバル化が進むと同時に，**地域主義**にもとづくブロック化〔地域統合〕も進んでいる。

1952年　ＥＣＳＣ〔欧州石炭鉄鋼共同体〕発足
1958年　**ＥＥＣ〔欧州経済共同体〕**発足
　　　　ＥＵＲＡＴＯＭ〔欧州原子力共同体〕発足
1960年　ＥＦＴＡ〔欧州自由貿易連合〕発足
1967年　**ＥＣ〔欧州共同体〕**発足
　　　　ＡＳＥＡＮ〔東南アジア諸国連合〕発足
1989年　**ＡＰＥＣ〔アジア太平洋経済協力（会議）〕**発足
1993年　ＥＵ〔欧州連合〕発足
1995年　ＭＥＲＣＯＳＵＲ〔南米南部共同市場〕発足
2002年　ＡＵ〔アフリカ連合〕発足
2015年　**ＴＰＰ〔環太平洋経済連携協定〕**大筋合意
2016年　イギリスがＥＵ離脱を表明
2017年　アメリカがＴＰＰ離脱を表明

＜Note＞

第４講　確認テスト

1　1946年「鉄のカーテン」演説を行った人物とは？

①トルーマン　②マーシャル　③チャーチル　④スターリン

2　1946～54年の，ベトナムのフランスからの独立戦争を何というか？

①インドシナ戦争　②ベトナム戦争　③中東戦争　④文化大革命

3　1948年に建国された大韓民国の初代大統領は誰か？

①金日成　②李承晩　③朴正熙　④金正日

4　1949年に結成された，ソ連と東欧諸国の経済相互援助会議を何というか？

①ＮＡＴＯ　②ＣＯＭＥＣＯＮ　③ＷＴＯ　④ＣＩＳ

5　1954年，インド首相ネルーと「平和五原則」を発表した中華人民共和国首相とは？

①蔣介石　②毛沢東　③周恩来　④鄧小平

6　1955年，アジア・アフリカ会議〔Ａ・Ａ会議〕が行われ，平和十原則が発表されたインドネシアの都市とは？

①ジャカルタ　②バンドン　③ベオグラード　④ジュネーブ

7　1962年のキューバ危機とあまり関係のない人物を選べ。

①ケネディ　②フルシチョフ　③カストロ　④佐藤栄作

8　ベトナム戦争を本格化させたアメリカ大統領とは？

①アイゼンハワー　②ケネディ　③ジョンソン　④ニクソン

9　1975年，第一回先進国首脳会議〔サミット〕が開催された国とは？

①アメリカ　②イギリス　③フランス　④イタリア

10　1979～88年，ソ連が侵攻した国とは(89年２月に撤退完了)？

①ユーゴスラビア　②キューバ
③チェコスロバキア　④アフガニスタン

11　1979年の第二次石油危機〔オイルショック〕の原因となった出来事とは？

①ビキニ水爆実験　②第四次中東戦争
③イラン革命　④湾岸戦争

12　2008年，世界金融危機を引き起こした国とは？

①アメリカ　②ロシア　③タイ　④ギリシャ

解答

1	③	2	①	3	②	4	②	5	③
6	②	7	④	8	③	9	③	10	④
11	③	12	①						

第５講　前近代の史料①

1　小国の分立

夫(そ)れ**楽浪**(らくろう)海中に**倭人**有り，分れて**百余国**(よこく)と為(な)る。歳時(さいじ)を以(もっ)て来(きた)り献見すと云ふ。

『漢書』地理志

> **楽浪郡**の海の向こうに**倭人**がいて，**百余りの小国**に分れている。彼らは定期的に貢物(みつぎもの)を持って挨拶(あいさつ)に来るということだ。

建武中元(けんむちゅうげん)**二年**，倭の**奴国**(なのくに)，貢(みつぎ)を奉じて朝賀す。使人自ら**大夫**(たいふ)と称す。倭国の極(きょく)**南**界なり。**光武**，賜(たま)ふに**印綬**(いんじゅ)を以てす。

安帝(あんてい)**の永初**(えいしょ)**元年**，倭の国王**帥升**(すいしょう)等，**生口**(せいこう)百六十人を献じ，請見(せいけん)を願ふ。

桓霊の間，倭国大いに乱れ，更(こもごも)相攻伐して歴年主(ぬし)なし。

『後漢書』東夷伝

> 57 年，倭の**奴国**が朝貢してきた。使者は自分のことを重臣と称した。奴国は倭で最も**南**に位置する。**光武帝**は奴国王に**印綬**を授けた。
>
> 107 年，倭の国王**帥升**らが，奴隷 160 人を献上して，安帝への拝謁(はいえつ)を願い出た。
>
> 桓帝と霊帝の時代（**2 世紀後半**），倭国内は大いに乱れ（＝**倭国大乱**），次々に互いを攻め合い，長い間これを統一する者がいなかった。

２　邪馬台国連合

倭人は**帯方**の東南大海の中に在り，山島に依りて国邑を為す。旧**百余国**。**漢**の時朝見する者あり，今，使訳通ずる所**三十国**。郡より**倭**に至るには，海岸に循ひて水行し，……韓国を経て，……狗邪韓国に到る……対馬国に至る。……末盧国に至る。……伊都国に至る。……奴国に至る……不弥国に至る……投馬国に至る……**邪馬壹国**に至る，**女王**の都する所なり。

……男子は大小となく，皆黥面文身す。……租賦を収むに邸閣有り。国々に**市**あり。有無を交易し，**大倭**をして之を監せしむ。女王国より以北には，特に**一大率**を置き，諸国を検察せしむ。諸国之を畏憚す。……**下戸**，**大人**と道路に相逢へば，逡巡して草に入り，辞を伝へ事を説くには，或は蹲り或は跪き，両手は地に拠り之が恭敬を為す。

……其の国，本亦**男子**を以て王と為す。住まること七，八十年。**倭国乱れ**，相攻伐して年を歴たり。乃ち共に一**女子**を立てて王と為す。名を**卑弥呼**と曰ふ。**鬼道**を事とし，能く衆を惑はす。年已に長大なるも，夫壻無し。**男弟**有り，佐けて国を治む。

……**景初二年**六月，倭の女王，**大夫難升米**等を遣し郡に詣り，天子に詣りて朝献せんことを求む。その年十二月，詔書して倭の女王に報じて曰く「……今汝を以て**親魏倭王**と為し，**金印紫綬**を仮し，……」と。

……**卑弥呼**以て死す。大いに冢を作る。径百余歩，徇葬する者，**奴婢**百余人。更に男王を立てしも，国中服せず，更々相誅殺し，当時千余人を殺す。復た卑弥呼の**宗女壹与**の年十三なるを立てて王と為す。国中遂に定まる。

『魏志』倭人伝

倭人は**帯方郡**の南東の大海の中にある島に国をつくっている。以前は百余りの小国に分かれ，漢代に朝貢する者があった。現在，使いを送ってくるのは**三十国**である。帯方郡から倭に行くには，海岸沿いに船で行き……韓国を経て，……狗邪韓国に……対馬国に……末盧国に……伊都国に……奴国に……不弥国に……投馬国に……**邪馬台国**に着く。**女王**の都があるところである。

……男は大人も子供もみな，顔や体に入墨をしている。……税を納める大倉庫がある。国々には**市**があり，物々交換が行われ，これを**大倭**という役人に監督させている。邪馬台国の北には，特に**一大率**という地方官を置いて諸国を検察している。諸国はこれを恐れている。……**下戸**が**大人**と道で出会った時は，後ずさりして草むらに入り，話すさいは，うずくまったりひざまずいたりして両手を地に着け，敬意を表す。

……その国は，もとは男性を王としていた。それが七，八十年続いたのち，倭国に争乱が起こり，長年互いを攻撃し合った。そこで国々は一人の女性を**共立して**地域連合国家の王とした。その名を**卑弥呼**という。彼女は**呪術**に通じ，神託により民衆を治めた（＝**シャーマニズム**）。すでに高齢であったが独身で，**弟**が政治を助けた。

……**景初三（239）年**六月，倭の女王卑弥呼は重臣の**難升米**を帯方郡に遣わし，魏の皇帝（＝明帝）のもとに赴いて朝貢することを願い出た。12月，明帝は詔書を下して倭の女王に報じた。「……今，お前を**親魏倭王**とし，**金印紫綬**を授け，……」と。

……卑弥呼が死に，直径百歩余りの大きな墳丘墓を造った。殉葬した奴隷は百余人におよんだ。新たに男王を立てたが人々はそれに従わず，殺し合いをして千余人が死んだ。そこで，卑弥呼の一族の**壹与〔壱与〕**という13歳の娘を王としたところ，ようやく国内は安定した。

３　朝鮮半島・中国大陸との交渉

①好太王〔広開土王〕の碑文

百残・新羅は旧是れ属民なり。由来朝賀す。而るに**倭**，**辛卯の年**よりこのかた，海を渡りて百残を破り新羅を□□し，以て臣民と為す。

『高句麗好太王碑文』

> **百済・新羅**はもともと**高句麗**に服属する民で，これまで朝貢してきていた。ところが，**倭**が **391 年**以来海を渡ってきて百済と新羅を破り，服属させてしまった。

②倭王武の上表文

興死して弟**武**立つ。自ら使持節都督倭・百済・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓**七国**諸軍事**安東大将軍**倭国王と称す。

順帝の昇明二年，使を遣して**上表**して曰く，「封国は偏遠にして，藩を外に作す。昔より祖禰躬ら甲冑を擐き，山川を跋渉して寧処に遑あらず。東は**毛人**を征すること五十五国，西は**衆夷**を服すること六十六国，渡りて**海北**を平ぐること九十五国……」と。詔して武を使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓**六国**諸軍事安東大将軍倭王に除す。

『宋書』倭国伝

> **興**〔**安康天皇**〕が死に，弟の**武**〔**雄略天皇**〕が**大王**となった。自ら倭・百済・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓**七国**の軍政官兼**安東大将軍**・倭国王と称した。
>
> **478 年**，武が順帝に使いを送り上表文を奉って言うには，「貴国（＝**南朝の宋**）に**冊封**されているわが国は，遠いながらも中国を囲む垣根のような国でございます。昔からわが祖先は，甲冑を身につけ，山・川を駆け巡り，休む暇もございませんでした。東は**蝦夷**を 55 国，西は**熊襲**を 66 国，海を渡って**朝鮮半島**で 95 国平定いたしました……」と。順帝は詔を下し，武を倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓**六国**の軍政官兼安東大将軍・倭王に任命した。

４　憲法十七条

一に曰く，**和を以て貴しとなし**，忤ふること無きを宗と為よ。

二に曰く，篤く**三宝**を敬へ。三宝とは**仏・法・僧**なり。

三に曰く，**詔**を承りては必ず謹め。君をば則ち天とす，臣をば則ち地とす。

十に曰く，われ必ずしも聖にあらず。かれ必ずしも愚にあらず。ともにこれ**凡夫**のみ。

十一に曰く，功過を明に察て賞罰は必ず当てよ。

十二に曰く，**国司・国造・百姓**に斂めとることなかれ。国に二の君なく，民に両の主なし。率土の兆民，王を以て主とす。

十七に曰く，夫れ事は独り断むべからず。必ず衆と論ふべし。

『日本書紀』

一つ。人と人との**和を尊重し**，逆らうことがないように心がけよ。
二つ。篤く**三宝**を敬い**仏教を崇拝しなさい**。三宝とは，**仏・法・僧**である。
三つ。**大王〔天皇〕の詔をうけたならば，必ず従え**。君主は天，家臣は地のようなものである。
十。　自分は必ずしも聖人でない。他人は必ずしも愚人でない。ともに**凡夫**でしかない。
十一。功績と過失をよく見て，それに応じた賞罰を行え。（＝法家の**信賞必罰思想**）
十二。地方役人は人民から勝手に税を徴収してはいけない。国に２人の君主はなく，人民に２人の主人はいない。
十七。物事を独断してはならない。必ず議論を尽くしてから行うように。

５　遣隋使

開皇（かいこう）二十年，倭王あり，姓は阿毎（あめ），字（あざな）は多利思比孤（たりしひこ），阿輩雞弥（おおきみ）と号す。使を遣して闕（けつ）に詣（いた）る。……

大業（たいぎょう）三年，其の王多利思比孤，使を遣して朝貢す。使者曰（いわ）く，「聞くならく，海西の菩薩（ぼさつ）天子，重ねて仏法を興すと。故（かれ），遣して朝拝せしめ，兼ねて沙門（しゃもん）数十人，来りて仏法を学ぶ」と。其の国書に曰く，「**日出（ひい）づる処（ところ）の天子**，書を**日没（ぼっ）する処の天子**に致す。恙（つつが）無きや，云々（うんぬん）」と。帝，之を覧（み）て悦（よろこ）ばず，鴻臚卿（こうろけい）に謂（い）ひて曰く，「蛮夷の書，無礼（ぶれい）なる有らば，復た以て聞する勿れ」と。

明年，上，文林郎（ぶんりんろう）**裴清**（はいせい）を遣して倭国に使（つかい）せしむ。

『隋書』倭国伝

---

600 年，倭の王，姓はアメ，字はタリシヒコ，オオキミと名乗る者（**推古天皇**または**厩戸皇子？**）が，隋の文帝（＝初代皇帝）に使者を遣わしてきた。……

607 年，その王タリシヒコが使者（**小野妹子**）を遣わし朝貢してきた。使者が言うには,「お聞きすると, 海西の菩薩天子が, 仏法をより興隆されているとのこと。そこで私を遣してご挨拶させるとともに，僧侶数十名が，仏法を学ぶため同行いたしました」と。その国書には，「**日の昇る国の天皇が，日の沈む国の皇帝にご挨拶を**。お変わりありませんか, などなど」と書かれていた。**煬帝**（ようだい）**（＝２代皇帝）**は，これを見て不愉快になり，外交長官に言った。「野蛮人からの国書は無礼極まりないので，今後，このような物は二度と奏上するな」と。

翌 608 年, 煬帝は, 文林郎という下級役人の**裴世清**（はいせいせい）を倭国に使者として遣わした。

６　改新の詔

其の一に曰く，「昔(むかし)在の**天皇**(すめらみこと)等(ら)の立てたまへる**子代**(こしろ)の民，処々(ところどころ)の**屯倉**(みやけ)，及び，別(こと)には臣(おみ)・連(むらじ)・伴造(とものみやつこ)・国造(くにのみやつこ)・村首(むらのおびと)の所有(たもて)る**部曲**(かきべ)の民，処々の**田荘**(たどころ)を罷(や)めよ。仍(よ)りて**食封**(じきふ)を**大夫**(まえつきみ)以上に賜(たま)ふこと，各差(おのおのしな)あらむ。降りては**布帛**(ふはく)を以て官人・百姓に賜ふこと差あらむ。」

其の二に曰く，「初めて**京師**(みさと)を修め，**畿内・国司・郡司・関塞**(せきそこ)**・斥候**(うかみ)**・防人**(さきもり)**・駅馬**(はゆま)**・伝馬**(つたわりうま)を置き，及び**鈴契**(すずしるし)を造り，**山河**を定めよ。」

其の三に曰く，「初めて**戸籍**(こせき)**・計帳**(けいちょう)**・班田収授の法**を造れ。」

其の四に曰く，「旧(もと)の**賦役**(えつき)を罷めて，田の**調**(みつき)を行へ。……別に戸別の**調**を収れ。」

『日本書紀』

一つ，「代々の**大王**が設置した**子代**の民，各地の**屯倉**，さらに臣・連・伴造・国造・村首などの諸豪族が所有している**部曲**の民，各地の**田荘**を廃止せよ。これに伴い，**大夫**以上に**食封**を，下級役人たちには**布**を，それぞれの身分に応じ授けることとする。」⇒**公地公民制**

二つ，「初めて首都を造営し，**畿内・国司・郡司**・関塞・斥候・**防人・駅馬・伝馬**を設置し，**駅鈴**・木契(もっけい)を作り，地方区画の境となる山や川を定めよ。」

三つ，「初めて**戸籍・計帳**を作り，**班田収授法**を整えよ。」

四つ，「旧来の租税や労役の制度を廃止して，田地に賦課する**新たな税制**を施行せよ。……また，田の**調**とは別に，戸別の調を徴収せよ。」

７　鎮護国家仏教

①国分寺建立(こんりゅう)の詔(みことのり)

（天平十三年）三月……乙巳(きのとみ)，**詔**して曰(のたまわ)く。……宜(よろ)しく天下諸国をして各(おのおの)敬みて七重塔一区を造り，幷(あわ)せて**金光明最勝王経(こんこうみょうさいしょうおうきょう)・妙法蓮華経(みょうほうれんげきょう)**各一部を写さしむべし。……僧寺には必ず**廿僧**有らしめ，其の寺の名を**金光明四天王護国之(の)寺**と為し，尼寺(にじ)には**一十尼**ありて，其の寺の名を**法華滅罪(めつざい)之寺**と為し，両寺相共に宜しく教戒を受(さず)くべし。

『続日本紀(しょくにほんぎ)』

> **741年**3月24日，**聖武天皇**から**詔**が出された。……諸国に命じて，それぞれ七重塔一基を造らせ，同時に**金光明最勝王経・妙法蓮華経**各一部を書写させよ。……**国分寺**には必ず**僧20名**を置き，その名は**金光明四天王護国之寺**とせよ。**国分(こくぶん)尼寺(にじ)**には**尼(あま)10名**を置き，その名は**法華滅罪之寺**とし，両寺ともに授戒・受戒していくようにせよ。

②大仏造立(ぞうりつ)の詔

（天平十五年）冬十月辛巳(かのとみ)，**詔**して曰く。……粤(ここ)に天平十五年歳癸未(みずのとひつじ)十月十五日を以て，菩薩の大願(たいがん)を発(おこ)して**盧舎那仏(るしゃなぶつ)**の**金銅像**一軀(いっく)を造り奉る。国銅を尽して象を溶かし，大山を削りて以て堂を構へ，広く法界に及ぼして朕が**知識**と為し，……夫(そ)れ天下の**富**を有(たも)つ者は朕(ちん)なり。天下の**勢**を有つ者も朕なり。此の**富勢**を以てこの尊像を造る。事や成り易き，心や至り難(がた)き。

『続日本紀』

> **743年**冬10月15日，**聖武天皇**から**詔**が出された。……743年10月15日をもって，一切の衆生(しゅじょう)を救おうという大願を立て，**盧舎那仏**（＝華厳宗の本尊）の金銅像一体をお造りする。国中の銅を使って鋳造し，大きな山から材木を切り出して仏堂を構え，広く仏法を世界に及ぼして，人々を私の**智識**（＝同志）とし，……天下の**富**を持つのは私である。天下の**勢威**を持つのも私である。この**富**と**勢威**とをもってこの尊い仏像を造ることは，形の上では易しいが，その意図するところを真に成就(じょうじゅ)することは難しい。

８　公地制の崩壊

①三世一身法

（**養老七年**四月）辛亥，**太政官**奏すらく，「頃者**百姓**漸く多くして，田池窄狭なり。望み請ふらくは，天下に勧め課せて，田疇を開闢かしめん。其の新たに溝池を造り，開墾を営む者有らば，多少を限らず，給ひて**三世**に伝へしめん。若し旧き溝池を逐はば，其の**一身**に給せん」と。

『続日本紀』

> **723 年** 4 月 17 日，**太政官**が**元正天皇**に上奏した。「近年，農民人口が次第に増加しているのに，班給すべき田や灌漑用の水路・池が狭く，不足しております。そこで，天下の人民に，田地の開墾を奨励したいと思います。その際，**新しく水路・池を造り開墾した者には，土地の多少に関わらず，三世までの私有を認めましょう。以前からある水路・池を利用して開墾した者には，本人一代限りの私有を認めましょう**」と。

②墾田永年私財法

（**天平十五年**五月）乙丑，**詔**して曰く，「聞くならく，**墾田**は**養老七年の格**に依りて，限満つる後，例に依りて収授す。是に由りて農夫怠倦して，開ける地復た荒る，と。今より以後，任に**私財**と為し，**三世一身を論ずること無く**，咸悉くに**永年**取る莫れ。其の親王の一品及び一位は**五百町**，……初位已下庶人に到るまでは**十町**。但し**郡司**は，**大領少領**に三十町，**主政主帳**に十町。……」

『続日本紀』

> **743 年** 5 月 27 日，**聖武天皇**から詔が出された。「聞くところによると，墾田は**三世一身法**によって，期限が満了すれば一般の公地と同様に収公することになっている。このため農民も意欲を失い，せっかく開墾した土地もまた荒れ果ててしまうということだ。そこで，今後は**開墾者の意のままに私財と認め，三世や一身という期限を設けることなく**，永久に収公してはならない。**私有の限度**は，親王の一品および諸臣の（正・従）一位の者には五百町，……初位の役人以下一般庶民にいたるまでは十町。ただし，郡司に関しては，**長官**と**次官**が三十町，**判官**と**主典**が十町とする。……」

＜Note＞

第5講　確認テスト

1　紀元前1世紀の倭の様子を記す，『漢書』地理志の編纂者は誰か？

①班固　②范曄　③陳寿　④長寿王

2　57年，奴国から朝貢され金印を授けた後漢の皇帝とは？

①武帝　②光武帝　③安帝　④順帝

3　邪馬台国連合の卑弥呼が伊都国に設置した地方官とは？

①大倭　②一大率　③大夫　④生口

4　高句麗『好太王〔広開土王〕碑』は，どこにある石碑か？

①ロシア沿海州　②中国吉林省　③北朝鮮北部　④韓国北部

5　『日本書紀』で『宋書』の倭王「興」に比定される天皇とは？

①応神天皇　②允恭天皇　③安康天皇　④雄略天皇

6　『憲法十七条』第2条における「三宝」としてふさわしくないものとは？

①仏　②法　③僧　④徳

7　遣隋使派遣に対し，隋の2代皇帝煬帝が答礼使として派遣した人物とは？

①難升米　②沈約　③裴世清　④鬼室福信

8　646年に『改新の詔』を発した天皇とは？

①皇極天皇　②孝徳天皇　③斉明天皇　④天智天皇

9　『国分寺建立の詔』『大仏造立の詔』『三世一身法』『墾田永年私財法』など，奈良時代の史料の出典とは？

①『古事記』　②『日本書紀』　③『続日本紀』　④『日本後紀』

10　『国分寺建立の詔』『大仏造立の詔』を発した天皇とは？

①元明天皇　②元正天皇　③聖武天皇　④孝謙天皇

11　723年の『三世一身法』が出された時の政権担当者とは？

①藤原不比等　②長屋王　③藤原四子　④橘諸兄

12　『墾田永年私財法』内に見られる「養老七年の格」とは何か？

①『養老令』　②『三世一身法』
③『国分寺建立の詔』　④『加墾禁止令』

解答

1	①	2	②	3	②	4	②	5	③
6	④	7	③	8	②	9	③	10	③
11	②	12	②						

第６講　前近代の史料②

９　藤原氏の栄華

（寛仁二年十月）十六日乙巳，今日，女御**藤原威子**を以て**皇后**に立つるの日なり。前太政大臣の第三の娘なり，**一家三后**を立つること，未だ曾て有らず。……**太閤**下官を招き呼びて云く，「和歌を読まむと欲す。必ず和すべし。」者。答へて云く，「何ぞ和し奉らざらむや。」又云ふ，「誇りたる歌になむ有る。但し宿構に非ず。」者。**「此の世をば我が世とぞ思ふ望月の　かけたることも無しと思へば」**。余申して云く，「御歌優美なり。酬答に方無し。満座只この御歌を誦すべし。……」と。諸卿，余の言に饗応して数度吟詠す。太閤和解して殊に和を責めず。……

（万寿二年七月）十一日辛卯，……天下の地悉く一家の領となり，公領は立錐の地も無き歟。……

『**小右記**』

> **1018年**10月16日，今日は女御の**藤原威子**を**皇后**〔**中宮**〕に立てる日である。威子は前太政大臣**藤原道長の三女**であるが，同じ家から3人連続で皇后（**彰子・妍子・威子**）が立つのは前例のないことである。⇒**一家三立后**
> ……道長殿が私（**藤原実資＝小野宮右大臣**）を招いて「和歌を詠もうと思う。必ず返歌するように。」とおっしゃるので，「必ず致しましょう。」と答えた。道長殿はまた，「自信のある歌だが，以前から用意しておいたものではないよ。」と念を押された。そして**「この世はまるで私のためにあるように思われる。それは満月が欠けていることがないように，だ」**と詠まれた。私は申し上げた。「すばらしい御歌です。とても返歌することなどできません。皆でこの御歌を唱和するのがよろしいでしょう。……」と。他の公卿たちも私の言葉に応じて数度吟詠した。道長殿も機嫌をよくして改めて返歌を求めなかった。……
>
> 1025年7月11日，……ほとんど全てが摂関家の荘園（＝**殿下渡領**）となり，公領はわずかも残っていないようである。悲しむべき世の中である。……

10　寄進地系荘園の成立

鹿子木の事

一，　当寺の相承は，**開発領主**沙弥寿妙嫡々相伝の次第なり。

一，　寿妙の末流高方の時，**権威を借らむがために**，実政卿を以て**領家**と号し，**年貢**四百石を以て割き分ち，高方は庄家領掌進退の**預所職**となる。

一，　実政の末流願西微力の間，**国衙の乱妨を防がず**，この故に願西，領家の得分二百石を以て，高陽院内親王に**寄進**す。件の宮薨去の後，御菩提の為めに，勝功徳院を立てられ，かの二百石を寄せらる。其の後，美福門院の御計として御室に**寄進**せらる。これ則ち**本家**の始めなり。

『東寺百合文書』

鹿子木荘（肥後国）の事

一，　この荘園は，**開発領主**である世俗の僧寿妙の子孫が代々相続してきたものである。

一，　寿妙の子孫中原高方の時，権威を借りるため藤原実政を**領家**と仰ぎ（＝寄進），年貢四百石を上納するかわりに，高方は現地を実質的に支配・管理する**荘官**の**預所**となった。

一，　実政の子孫の願西は力が弱かったため，国衙の不当な干渉を防ぐことができなかった。そこで願西は，領家の収益分（400石）のうち200石を上納し，高陽院内親王に荘園を名目上**寄進**した。この内親王が亡くなられたのち，菩提を弔うために，勝功徳院が建てられ，その200石があてられた。その後，美福門院（高陽院内親王の母）のお計らいで御室の仁和寺に**寄進**された。これが，この荘園の**本家**の始めである。

11　記録荘園券契所の設置

コノ**後三条**位ノ御時，……**延久ノ記録所**トテハジメテヲカレタリケルハ，諸国七道ノ所領ノ**宣旨・官符**モナクテ**公田**ヲカスムル事，一天四海ノ巨害ナリトキコシメシツメテアリケルハ，スナハチ**宇治殿**ノ時，**一ノ所**ノ御領御領トノミ云テ，**庄園**諸国ニミチテ**受領**ノツトメタヘガタシナド云ヲ，キコシメシモチタリケルコソ。……

『**愚管抄**』

> この**後三条天皇**のご在位中，……**延久**の**記録荘園券契所**というものを初めて置かれたのは，各地の荘園が，**宣旨・太政官符**もないのに**公領**を横領していることが，国家にとって巨悪であるとお考えになったからである。その理由は，宇治殿（＝**藤原頼通**）の時，「あそこも，ここも摂関家の領地（＝**殿下渡領**）だ」と自称する**荘園**が諸国に増えて，現地に赴任する国司である**受領**の任務が果たせないという不満の声をお聞きになっておられたからだ。……

12　平氏の繁栄

……**六波羅殿**(ろくはら)の御一家の君達(きんだち)といひてしかば，花族(かしょく)も栄耀(えいゆう)も面(おもて)をむかへ肩をならぶる人なし。さればば**入道相国**(にゅうどうしょうこく)のこじうと平(へい)大納言時忠(ときただ)卿ののたまひけるは，「**此**(この)**一門にあらざらむ人は皆人非人**(にんぴにん)**なるべし。**」とぞのたまひける。かゝりしかば，いかなる人も相構(あいかま)えて其(その)ゆかりにむすぼゝれむとぞしける。……

日本秋津嶋(あきつしま)は纔(わずか)に六十六箇国，**平家知行の国 卅**(さんじゅう)**余箇国**，既(すで)に半国にこえたり。其外(そのほか)**庄園**田畠いくらといふ数を知ず。綺羅(きら)充満して，堂上(とうしょう)花の如し。軒騎(けんき)群集して，門前市(いち)をなす。

『平家物語』

> ……**平清盛**殿の一族の公達(きんだち)（＝上達部(かんだちめ)，正(しょう)・従三位(じゅさんみ)以上の貴族）といえば，たとえ摂関家に次ぐ家柄の方々でも，対等に渡り合い肩を並べる人はいない。だから清盛殿の義弟，平大納言時忠殿は「**平氏でなければ人ではない**」とおっしゃったのである。そのようなわけで，どんな人も，どうにかして平氏と関係を結ぼうとしたのである。……
>
> 日本全国はわずか 66 カ国だが，**平氏の知行国が 30 国以上あり**，すでに半分を超えている。その他，平氏が所有する**荘園**や田畑はどのくらいあるか数知れない。その邸宅には美しく着飾った人々が満ちあふれ，まるで花が咲いたようである。門前には牛車や馬が群がり，さながら市が開かれているかのように大変にぎやかである。

13　守護・地頭の設置

①武家側の史料

（文治元年十一月）十二日……凡そ今度の次第，**関東**の重事たるの間，沙汰の篇，始終の趣，太だ思し食し煩ふの処，**因幡前司広元**申して云く，「……天下に反逆の輩有るの条，更に断絶すべからず。而るに**東海道**の内に於いては，御居所たるに依て，静謐せしむと雖も，奸濫定めて他方に起らんか。これを相鎮めんが為，毎度，東士を発遣せらるゝは，人々の煩ひなり。国の費えなり。此の次を以て，諸国に御沙汰を交へ，**国衙・庄園毎**に，**守護・地頭**を補せられば，強ちに怖るゝ所有るべからず。早く申し請はしめ給ふべし」と云々。**二品**，殊に甘心し，此の儀を以て治定す。……

『吾妻鏡〔東鏡〕』

1185 年 11 月 12 日，……そもそも今回の事件（＝**源義経**の叛乱）は，**鎌倉政権**にとって重大事なので，取り扱いや事の成りゆきに（**源頼朝**が）悩んでいたところ，**大江広元**が次のように申し上げた。「……世の反逆者を根絶やしにすることはできません。東海道諸国は殿の本拠地ですので平和に治まっていますが，反乱は必ず他の地域でも起こるでしょう。これを鎮めるために，毎回東国武士を派遣することは，**御家人**どもの負担となり，国費の無駄遣いでもあります。この機会に諸国に命令を出し，**国衙領〔公領〕・荘園ごと**に**守護・地頭**を任命なされば，それほど恐れることはありません。早急に朝廷に申請なさるべきでしょう。」**頼朝**は大変感心し，このことを決定した。……

②公家側の史料

（文治元年十一月）廿八日……伝へ聞く，**頼朝の代官北条丸**，今夜経房に謁すべしと云々。定めて重事等を示すか。又聞く，件の**北条丸**以下の郎従等，相分ちて五畿・山陰・山陽・南海・西海の諸国を賜はり，**庄公を論ぜず**，**兵粮段別**，**五升**を宛て催すべし。啻に兵粮の催のみに非ず，惣じて以て**田地を知行すべし**と云々。**凡そ言語の及ぶ所に非ず**。

『玉葉』

> **1185年**11月28日，……聞くところによると，**源頼朝の代官北条時政**の奴が，今夜，中納言の藤原（吉田）経房に会ったという。きっと重要な要求をしたのであろう。また次のようにも聞いている。例の北条以下の家来らが，畿内・山陰・山陽・南海・西海の諸国を分割して与えられ，**荘園・公領を問わず，兵粮米として１段につき５升を徴収する**とのことである。これは単に兵粮米の徴収だけでなく，田地を支配するものだという。**まったく言語道断である。**

> 1185年11月28日，……なんや聞いたら頼朝んとこの北条ゆう奴，今晩経房に会うたらしいわ。たぶんえらいこと言うとるって。ほんでそんだけちごて，その北条の下の奴やら，畿内・山陰・山陽・南海・西海を割ってもうて，兵粮米やゆうて１段に５升も米持っていくんやて。これな，完全に土地支配するらしいわ。ほんまにどもならんで，ええ。笑い事ちゃうで，正味の話。

14　御成敗式目〔貞永式目〕

①御成敗式目

一，　諸国**守護人**奉行の事

右，**右大将家**の御時定め置かるる所は，**大番催促・謀叛・殺害人**（付たり夜討・強盗・山賊・海賊）等の事なり。

一，　諸国**地頭，年貢**所当を抑留せしむる事

右，年貢を抑留するの由，**本所**の訴訟有らば，即ち結解を遂げ勘定を請くべし。

一，　御下文を帯ぶると雖も知行せしめず，年序を経る所領の事

右，当知行の後，**廿ケ年**を過ぐれば，**大将家の例**に任せて理非を論ぜず改替に能はず。

一，　**女人養子**の事

右，法意の如くばこれを許さずと雖も，**大将家**御時以来当世に至るまで，其の子無きの**女人**等，所領を**養子**に譲り与ふる事，不易の法勝計すべからず。

一，　所領を子息に譲り安堵の御下文を給はるの後，その所領を**悔い還し**，他の子息に譲り与ふる事

『**御成敗式目**』

一，　諸国の**守護**の職務のこと

　源頼朝さまの時代に定められた守護の職務は，**京都大番役の催促**と**謀叛人・殺害人**（夜討ち・強盗・山賊・海賊を付け加える）**の逮捕**などであった。

⇒**大犯三カ条**

一，　諸国の**地頭**が年貢その他を抑留して納めないこと

　年貢を抑留すると荘園領主からの訴えがあれば，すみやかに決算し，監査をうけること。

一，　知行権を持ってはいても支配せず，歳月を経た所領のこと

　誰かが支配して**20年**を過ぎていれば，**頼朝さま取り決めの通り**，何であれ本来の持ち主に返すことはない。

一，　**女性が養子を迎えること**

　朝廷の律令では許されないこととはいえ，頼朝さまの時代から現在まで，子の無い女性たちが所領を**養子**に譲ることは後世に変らぬ事実上の法であり，その例は数え切れない。

一，　所領を子に譲り，それを認める下文があった後，後悔して再び所領を取り戻し（＝**悔い返し**），他の子に与えること

②式目制定の趣旨
（北条泰時⇒六波羅探題の弟重時への手紙）

さてこの**式目**をつくられ候事は，なにを本説として注し載せらるるの由，人さだめて謗難を加ふる事候か。ま事にさせる本文にすがりたる事候はねども，たゞ**どうり**のおすところを記され候者也。……かねて**御成敗**の躰をさだめて，人の高下を論ぜず。偏頗なく裁定せられ候はんために，子細記録しをかれ候者也。この状は，法令のおしへに違いするところなど少々候へども，……たとへば**律令格式**は**まな**をしりて候物のために，やがて漢字を見候がごとし。……この式目は只**かな**をしれる物の世間におほく候ごとく，あまねく人に心えやすからせんために，**武家の人**へのはからひのためばかりに候。これによりて，**京都**の御沙汰，**律令**のおきて，聊もあらたまるべきにあらず候也。

『**北条泰時書状〔泰時消息文〕**』

さて，この式目は何を根拠にして作られたのかと，朝廷の人々はきっと非難するだろう。確かにこれといった原典に頼ったことはないのだが，ただ**武家社会の慣習**で推しはかるところを記したのである。……あらかじめ基準を定め，幕府の裁判において，**身分の上下に関わらず公正な裁定が下されるために**，詳しく記述しておいた。朝廷の法令と異なる部分も多少あるが，……例えば，律令格式は，漢字を知っている者のために作られているので，知らない者には，ただ漢字そのものを見ているようなものである。……この式目は，**仮名しか知らない者が世間に多いので，広くそうした人々に理解しやすいように，すなわち武士の便宜のために作ったものである。これによって，朝廷の裁断や律令の規定は少しも変更されることはない。**

15　地頭の非法 ―紀伊国阿氐河荘民訴状―

阿テ河ノ上村百姓ラツゝシテ言上

一，　ヲン**サイモク**ノコト，アルイワ**チトウ**ノキヤウシヤウ，アルイワチカフトマウシ，カクノコトクノ人フヲ，チトウノカタエセメツカワレ候ヘハ，ヲマヒマ候ワス候。ソノゝコリ，ワツカニモレノコリテ候人フヲ，サイモクノヤマイタシエ，イテタテ候エハ，**テウマウ**ノアトノムキマケト候テ，ヲイモトシ候イヌ。ヲレラカコノムキマカヌモノナラハ，メコトモヲヲイコメ，**ミゝヲキリ，ハナヲソキ**，カミヲキリテ，アマニナシテ，ナワホタシヲウチテ，サエナマント候ウテ，セメセンカウセラレ候アイタ，ヲンサイモクイヨ〳〵ヲソナワリ候イヌ。

『**高野山文書**』

阿氐河荘上村の百姓らが謹んで申し上げまする 一，　**荘園領主寂楽寺様の材木のことですけど，地頭の湯浅宗親様が，京都行くときの人夫やとか，近所での人夫やとかゆうてはこき使わはるんで，全然ひまがありませんのです。**ちょっと残った人夫を，山から材木運ぶ仕事行かしたら「逃げた奴んとこに麦蒔かんかい」ゆうて追い返しはるんです。「お前らこの麦蒔かんかってみい。ヨメはんら牢屋ぶちこんで，耳切って鼻切って，ハゲさして尼さんにして縄でしばったるどお前。ええ」とか**ごっつ責められますんで，材木納めんのが余計遅なったんです。**

16　永仁の徳政令

一，　**越訴**を停止すべき事
一，　質券売買地の事
右，**所領**を以て或は質券に入れ流し，或は売買せしむるの条，**御家人**等侘傺の基なり。向後に於いては，停止に従ふべし。以前沽却の分に至りては，本主領掌せしむべし。但し，或は御下文・下知状を成し給ひ，或は**知行廿箇年**を過ぐるは，公私の領を論ぜず，今更相違有るべからず。……
　次に，**非御家人・凡下の輩**の質券買得地の事。年紀を過ぐると雖も，売主知行せしむべし。
一，　利銭出挙の事
……自今以後成敗に及ばず。
　　永仁五年七月二十二日

『東寺百合文書』

一，　**再審請求を禁止すること**
一，　質流れ地および売買地のこと
所領を質に入れて流したり，売却したりすることは，御家人らが困窮する原因である。今後は禁止とする。以前売却した分については，もとの持ち主が領有・支配せよ。ただし，幕府から安堵の下文や下知状をもらっている場合，または**支配が 20 年を経過している場合は，公領・私領に関わらず，今さら変更することはない。**……
　次に，**非御家人や庶民が買い取った土地については，20 年を経過していても，もとの売主が支配せよ。**
一，　利息付の金銭貸借行為のこと
……**今後，金銭貸借訴訟は受け付けない。**
　　1297 年 7 月 22 日

第６講　確認テスト

1　摂関政治期の重要史料である日記『小右記』の著者とは？

①藤原公任　②藤原道長　③藤原実資　④藤原宗忠

2　1018年，後一条天皇の中宮となった藤原道長の娘とは？

①彰子　②妍子　③威子　④嬉子

3　寄進地系荘園「肥後国鹿子木荘」や『永仁の徳政令』の出典として有名な，前田綱紀が寄贈した100個の桐箱に収められた史料群とは？

①正倉院文書　②漆紙文書　③東寺百合文書　④高野山文書

4　1069年，『延久の荘園整理令』を発した天皇とは？

①後冷泉天皇　②後三条天皇　③白河天皇　④堀河天皇

5　『平家物語』内の「六波羅殿」「入道相国」とはともに誰のことか？

①平正盛　②平忠盛　③平清盛　④平重盛

6　『平家物語』は，文学のジャンルに当てはめると何にあたるか？

①歴史書　②随筆　③歴史物語　④軍記物語

7　1185(文治元)年，源頼朝に守護・地頭の設置を建言した人物とは？

①北条時政　②和田義盛　③大江広元　④三善康信

8　日記『玉葉』の著者とは？

①藤原頼長　②九条兼実　③慈円〔慈鎮〕　④藤原定家

9　1232年に制定された御成敗式目〔貞永式目〕は，制定当初は全何条であったか？

①17条　②21条　③51条　④171条

10　御成敗式目制定の基準とされたのは，「(頼朝以来の)先例」と，もう一つ何か？

①「道理」　②「義理」　③「兵の道」　④「御恩」

11　1275(建治元)年，農民たちが地頭湯浅宗親の非法を荘園領主寂楽寺に訴えた「阿氏河荘」は，どこにあった荘園か？

①下野国　②越前国　③紀伊国　④伯耆国

12　1297年，『永仁の徳政令』を出した鎌倉幕府の執権とは？

①北条時頼　②北条時宗　③北条貞時　④北条高時

解答

1	③	2	③	3	③	4	②	5	③
6	④	7	③	8	②	9	③	10	①
11	③	12	③						

第７講　前近代の史料③

17　親鸞の悪人正機説

「**善人なをもちて往生をとぐ，いはんや悪人をや。**しかるを，世のひとつねにいはく，『悪人なを往生す，いかにいはんや善人をや』と。この条，一旦そのいはれあるににたれども，**本願他力**の意趣にそむけり。そのゆへは，自力作善(さぜん)の人は，ひとへに**他力**をたのむこゝろかけたるあひだ，**弥陀の本願**にあらず。……煩悩(ぼんのう)具足のわれらは，いづれの行にても生死をはなるゝことあるべからずを哀(あわれみ)たまひて，願ををこしたまふ本意(ほい)，悪人成仏(じょうぶつ)のためなれば，他力をたのみたてまつる悪人，もとも往生の正因(しょういん)なり。よりて善人だにこそ往生すれ，まして悪人は」と仰さふらひき。

『歎異抄(たんにしょう)』

「**善人でさえ極楽往生を遂(と)げる。ましてや悪人は当然往生できる。**しかし，世間の人は常に『悪人でさえ往生を遂げる，ましてや善人は当然往生できる』と言う。この言い方は，一応もっともであるように見えるけれども，阿弥陀仏の本願にすがって救われる，という考えに背(そむ)いている。その理由は，**自力で善行を積むことのできる人は，ひとえに阿弥陀仏に頼る心に欠けているので，本願にかなっていない。**……煩悩をまとった我々が，いかなる修行によっても生死を繰り返す輪廻(りんね)転生(てんしょう)の苦しみから逃れられないことを憐れまれて，我々を救済しようという願いを（阿弥陀仏が）起こされた本来の意図は，悪人こそを成仏させるためであるから，阿弥陀仏にすがる悪人こそが最も正しく往生を遂げることができるのである。だから善人でさえ往生する。ましてや悪人は当然往生できる」と**親鸞**さまはおっしゃられたのだ。

18　二条河原落書（らくしょ）

此比（このごろ）都ニハヤル物。夜討，強盗，謀（にせ）**綸旨（りんじ）**。召人（めしうど），早馬，虚（そら）騒動。生頸（なまくび），還俗（げんぞく），自由（まま）出家。俄（にわか）大名，迷者（まよいもの），安堵（あんど），恩賞，虚軍（そらいくさ）。本領ハナルヽ訴訟人。文書入タル細葛（ほそつづら）。追従（ついしょう）・讒人（ざんにん），禅律僧。**下克上**スル成出者（なりでもの）。器用ノ堪否（かんぷ）沙汰モナク。モルヽ人ナキ**決断所**。キツケヌ冠上（じょう）ノキヌ。持モナラハヌ笏（しゃく）持テ。**内裏（だいり）**マジハリ珍シヤ。……誰ヲ師匠トナケレドモ。遍（あまね）クハヤル小笠懸（こかさがけ）。事新シキ風情（ふぜい）ナリ。京鎌倉ヲコキマゼテ。一座ソロハヌエセ**連歌**。在々所々（ざいざいしょしょ）ノ歌連歌。点者（てんじゃ）ニナラヌ人ゾナキ。譜第非（ひ）成（せい）ノ差別ナク。自由狼藉（ろうぜき）ノ世界也（なり）。……**京童（きょうわらべ）**ノ口スサミ。十分一ソモラスナリ。

『建武（けんむ）記〔建武年間記〕』

このごろ京の都で流行（はや）っているものは。夜討ち，強盗，**偽（にせ）の綸旨**。囚人，急使の早馬，から騒ぎ。生首，僧の還俗，勝手な出家。突然大名になる者，路頭に迷う者，本領安堵や恩賞を得るためにでっちあげられた戦（いくさ）。領地を離れて訴訟のために上京する者，彼らは証拠書類を入れた細葛を背負っている。こびへつらう者，悪口を言う者，禅宗（ぜんしゅう）・律宗（りっしゅう）の僧。**下剋上**で成り上がった者。有能無能を判断せず，誰彼なしに登用する**雑訴決断所**。着慣れない冠や高級衣類をまとい，持ち慣れない笏を持ち**内裏**に出入りする様子も珍しい。……誰が師匠というわけでもなく，小笠懸が流行るのも新しい風潮だ。京と鎌倉の方式が混じった，ばらばらで怪しげな**連歌**の会や，いたる所で行われる歌連歌では，全員が判定者というありさまだ。譜代と新参の区別もなく，全く無秩序な世の中である。……**京童**の噂として，十分の一を伝えたにすぎない。

19　半済令

一,　寺社本所領の事　**観応**三・七・廿四御沙汰

諸国擾乱に依り，……**近江・美濃・尾張三ヶ国**の本所領**半分**の事，**兵粮料所**として，当年一作，軍勢に預け置くべきの由，**守護人**等に相触れ訖んぬ。**半分**に於いては，宜しく**本所**に分かち渡すべし。……

『建武以来追加』

> 一,　**荘園**のこと　**1352** 年 7 月 24 日の通達
>
> 諸国の騒乱（＝観応の擾乱・南北朝の争乱）により，……**近江・美濃・尾張 3 カ国の荘園の半分を，兵粮米徴収の地として，本年 1 年の収穫に限って守護の軍勢に預け置くこと**を**守護**に伝達した。残り半分は荘園領主に渡すように。……

20　明との国交

日本准三后某，書を**大明皇帝陛下**に上る。日本国開闢以来，聘問を上邦に通ぜざること無し。某，幸にも国鈞を秉り，海内に虞れ無し。特に往古の規法に遵ひて，**肥富**をして**祖阿**に相副へしめ，好を通じて方物を献ず。……海島に漂寄の者の幾許人を捜尋し，これを還す。某誠惶誠恐頓首々々謹言。

『**善隣国宝記**』

日本の**准三后**の地位にある私（＝**足利義満**）が，国書を大明国の皇帝陛下（＝建文帝）に差し上げます。日本国が始まって以来，朝貢の使者を貴国に送らなかったことはありません。私は，幸いにも国政をつかさどり，国内を平穏に治めています。そこで，**古くからのしきたりに従い，正使である（僧の）祖阿に（博多商人の）肥富を副使として同行させ，親交を結ぶためにわが国の産物を献上いたします。**……日本に漂着した明の人々を捜し求め，幾人かをお返しいたします。私は，この上なく，心から怖れかしこまって，敬意を表して申し上げます。

21　土一揆・国一揆・一向一揆

①正長の徳政一揆

正長元年九月　日，一天下の**土民**蜂起す。**徳政**と号し，**酒屋，土倉，寺院**等を破却せしめ，雑物等恣にこれを取り，借銭等悉これを破る。**管領**これを成敗す。凡そ亡国の基，これに過ぐべからず。**日本開白以来，土民蜂起是れ初めなり。**

『大乗院日記目録』

> **1428年**９月　日，天下の**土民**が一斉に蜂起した。**徳政**と叫んでは，**酒屋・土倉・寺院**などを破壊し，さまざまな質入れ物を勝手に奪い取り，貸借証文などをすべて破り捨てた。管領の畠山満家がこれを取り締まった。およそ国が滅びる要因として，これ以上のものはない。**日本の国が始まって以来，土民の蜂起はこれが最初である。**

②山城の国一揆

（文明十七年十二月十一日）　今日**山城国人**集会す。上は六十歳，下は十五六歳と云々。同じく一国中の**土民**等群集す。今度両陣の時宜を申し定めんがための故と云々。しかるべきか。但し又**下極上のいたりなり。**

（同十七日）　両陣の武家衆各引き退き了んぬ。**山城**一国中の**国人**等申し合はす故なり。自今以後に於いては両**畠山**方は国中に入るべからず。**本所領**共は各本の如くたるべし。**新関**等一切これを立つべからずと云々。珍重の事なり。

（文明十八年二月十三日）　今日**山城国人，平等院**に会合す。**国中の掟法**なお以てこれを定むべしと云々。およそ神妙。但し興成せしめば，天下のため，しかるべからざる事か。

『大乗院寺社雑事記』

> **1485年** 12月11日　今日，**山城国**の**国人**たちが集会を開いた。上は60歳，下は15，6歳ということだ。同様に山城国中の**土民**たちも集まった。今度の**両畠山陣営**（＝畠山政長・義就軍）**に対する措置**を相談して決めるためだという。当然のことであろう。ただし，これは**下剋上の極みである。**
>
> 同17日　両陣の武士はそれぞれ引き上げた。山城国中の国人たちが申し合わせたためである。**今後は両畠山の軍勢は国内に入ってはならない。本所が支配する荘園などはそれぞれ元の支配関係に戻す。新しい関所は一切設置してはならない**という。めでたいことである。
>
> 1486年２月13日　今日，山城国の国人たちが**平等院**で会合した。**国掟**をさらに制定するのだという。まったく殊勝なことだ。しかし，勢いづかせてしまうと，天下のためによくないことではないか。

③加賀の一向一揆

叔和西堂語りて云く。今月五日**越前**府中に行く。それ以前越前の合力勢**賀州**に赴く。しかりといえども，一揆衆二十万人，富樫城を取り回く。故を以て，同九日城を攻め落とさる。皆生害して，富樫一家の者一人これを取り立つ。

『蔭涼軒日録』

> 叔和西堂（という禅僧）が語って言うには，「今月（**1488 年**）5 日，越前国府中（現在の福井県武生市）に行きました。それ以前，将軍の命を受けた越前の守護朝倉氏が**加賀国**に救援に赴きました。しかし，一向一揆勢 20 万人が富樫氏の高尾城を包囲し，9 日，攻め落として守護の**富樫政親**以下皆自害してしまいました。そこで一揆勢は，一族の者を一人選び（＝**富樫泰高**），名目上の守護としました。」

泰高ヲ**守護**トシテヨリ，百姓トリ立テ**富樫**ニテ候アヒダ，百姓等ノウチツヨク成テ，近年ハ**百姓ノ持タル国**ノヤウニナリ行キ候。

『実悟記拾遺』

> **富樫泰高**を守護にして以降，一向一揆勢が取り立てた富樫氏が名目上の守護であったので，百姓たちの力が強くなり，近年，**加賀国はまるで百姓の国のようになっている。**

22　戦国大名の分国法〔家法〕

朝倉が館之外，国内に**城郭**を構えさせましく候。惣別分限あらん者，**一乗谷**へ引越，郷村には**代官**計置かるべき事。

『**朝倉孝景条々〔朝倉敏景十七箇条〕**』

> **わが朝倉の城郭の他に，領国内（越前国）に城郭を構えてはならない。すべての有力家臣は，一乗谷へ移り住み**，郷村には代官だけを置くようにせよ。

駿・遠両国の輩，或はわたくしとして他国より嫁をとり，或は婿にとり，娘をつかはす事，自今已後停止し畢ぬ。

『**今川仮名目録**』

> 駿河・遠江両国の**今川家家臣の者は，勝手に他国より嫁をもらったり，婿を迎えたり，娘を嫁にやったりすることを，今後禁止する。**

一，　たうそくに付て，おやこのとかの事，おやのとかハこにかけへし。
一，　ひやくしやう，ちとうのねんくしよたう相つとめす，たりやうへまかりさる事，ぬす人のさいくたるへし。

『**塵芥集**』

> 一，　盗賊について，親子の罪のこと，**親の罪はその子にもかけよ。**
> 一，　**百姓が領主に納めるべき年貢や雑税を納めず，他の領主の所領へ逃げ去ることは，盗人の罪として処罰する。**

喧嘩の事，是非に及ばず成敗を加ふべし。但し，取り懸ると雖も，堪忍せしむるの輩に於ては，罪科に処すべからず。

『**甲州法度之次第〔信玄家法〕**』

> **私闘は，その理由に関わらず全員を処罰せよ。**ただし，喧嘩を仕掛けられて，辛抱した者に関しては，無罪とせよ。

23　楽市令

　　定　**安土**山下町中

一，　当所中**楽市**として仰せ付けらるるの上は，諸座・諸役・諸公事等，ことごとく免許の事。

一，　往還の商人，上海道はこれを相留め，上下ともに当町に至り寄宿すべし。……

一，　普請免除の事。

一，　分国中**徳政**これを行うと雖も，当所中は免除の事。

一，　喧嘩口論幷に国質・所質・押買・押売・宿の押借以下，一切停止の事。

『近江八幡市共有文書』

　　安土城下の町中に関する定め

一，　ここを楽市の地として命じた以上は，**座は廃止し，種々の課役・雑税はすべて免除することとする。**

一，　往来する商人は，中山道を通行することはやめて，京へ上る者も下る者も，この町に来て宿泊しなければならない。……

一，　土木建築事業に人夫を徴発することを免除する。

一，　**領国内で徳政を実施しても，この町では徳政の適用を免除することとする。**

一，　喧嘩・口論並びに国質（＝同国人への差し押さえ）・所質（＝同在所人への差し押さえ）・押し買い・押し売り・宿の押し借りなどは一切禁止する。

24　太閤検地

一,　仰せ出され候趣，**国人**幷**百姓**共ニ合点行候様ニ，能々申し聞すべく候。自然，相届かざる覚悟の輩之在るに於ては，城主にて候ハヽ，其もの城へ追入れ，各相談じ，一人も残し置かず，**なでぎり**ニ申し付くべく候。百姓以下ニ至るまで，相届かざるニ付てハ，一郷も二郷も悉く**なでぎり**仕るべく候。六十余州堅く仰せ付けられ，出羽・奥州迄そさうニハさせらる間敷候。たとへ亡所ニ成候ても苦しからず候間，其意を得べく候。山のおく，海ハろかいのつゞキ候迄，念を入るべき事専一に候。自然，各退屈するに於ては，**関白殿**御自身御座成され候ても，仰せ付けらるべく候。急与此返事然るべく候也。

（天正十八年）八月十二日　　　（秀吉朱印）
浅野弾正少弼とのへ

『浅野家文書』

一,　（検地について）申し渡したことの趣旨は，国人や百姓どもが納得するように，よくよく申し聞かすべきである。**もしも服従しない者がある場合は**，その者が城主であれば，これを城へ追い込め，奉行らが相談のうえで**一人残らず皆殺しにせよ**。また，百姓以下の者までも従わぬ場合には，**一郷でも二郷でもことごとく皆殺しにせよ**。日本全土60余州に堅く命令したからには，**出羽・陸奥国までも手を抜いてはならない。たとえ田畑に耕作者がいなくなってしまってもよいから，この旨を十分に承知せよ。山の奥，海は艪・櫂の届くところまでくまなく，念を入れて（検地を）実施せよ**。もし，担当者がなおざりにするなら，関白秀吉様ご自身がお出かけになられ，直々にお命じになられるであろう。必ずこの命令についての返答を提出せよ。

1590 年 8 月 12 日　　　（秀吉朱印）
浅野長政殿へ

25　バテレン〔宣教師〕追放令

一，　**日本ハ神国**たる処，**きりしたん国**より邪法を授け候儀，太以て然るべからず候事。

一，　其国郡の者を近付け門徒になし，**神社仏閣を打破る**の由，前代未聞に候。……

一，　**伴天連**，其知恵の法を以て，心ざし次第に檀那を持ち候と思召され候へハ，右の如く日域の仏法を相破る事曲事に候条，**伴天連**の儀，日本の地ニハおかせられ間敷候間，**今日より廿日の間ニ用意仕り帰国すべく候。**……

一，　**黒船の儀ハ商売の事に候間**，各別に候の条，年月を経，諸事売買いたすべき事。

天正十五年六月十九日

『松浦文書』

一，　**日本は神国であるから，キリスト教国より邪教を伝道されることは，極めて不都合なことである。**

一，　（大名が）自分の領地の者にキリスト教を奨めて信徒とし，神社仏閣を打ち壊しているということなど，前代未聞のことである。……

一，　宣教師たちが，さまざまな知識でもって布教し，その者たちは自らの意思で信者になっていると（秀吉様は）お考えであったが，このように強制的に入信させ，日本の仏教を破壊するのは，けしからぬことである。**もはや宣教師たちを日本に置いておくことはできない。今日から 20 日以内に準備して帰国するようにせよ。**……

一，　**南蛮船は，商売のことであるから，宣教師とは別の話である。今後とも永くいろいろと売買するようにせよ。**

1587 年 6 月 19 日

26　刀狩令

一，　諸国百姓，**刀**，**脇差**，弓，やり，**てつはう**，其外**武具**のたぐひ所持候事，堅く御停止候。其子細は，入らざる道具をあひたくはへ，年貢･所当を難渋せしめ，自然，**一揆**を企て，給人にたいし非儀の動をなすやから，勿論御成敗あるべし。然れば其所の田畠不作せしめ，知行ついえになり候の間，其国主，給人，代官として，右**武具**悉取りあつめ，進上致すべき事。

一，　右取をかるべき**刀**，**脇差**，ついえにさせらるべき儀にあらず候の間，今度**大仏**御建立の釘，かすかひに仰せ付けらるべし。然れば，今生の儀は申すに及ばず，来世までも**百姓**たすかる儀に候事。

一，　**百姓**は**農具**さへもち，耕作専に仕り候へハ，子々孫々まで長久に候。**百姓**御あはれミをもって，此の如く仰せ出され候。誠に国土安全万民快楽の基也。……各其趣を存知，百姓は農桑を精に入べき事。

右道具急度取り集め，進上有るべき候也。

天正十六年七月八日（秀吉朱印）

『小早川家文書』

一，　**諸国の百姓が，刀・脇差・弓・槍・鉄砲，その他武具類を持つ事を厳禁する。**その理由は，不要な道具を持っていると，年貢・雑税を出し渋り，万一，**一揆を企て**領主に対し不法を働くことになれば，当然処罰される。そうすれば，その田畑は耕作されず，領地は荒廃してしまうのである。そこで，国主･給人･代官は，これらの武具を残らず取り集め，差し出すようにせよ。

一，　**このように没収して取り置かれる刀・脇差は無駄になるのではない。このたび，（京都の方広寺に）大仏をご建立される際の，釘やかすがいに使うつもり**である。そうすれば，現世は言うまでもなく，来世までも百姓は救済されることであろう。

一，　**百姓は農具のみ持って耕作に専念していたならば，子々孫々まで長く栄えるであろう。百姓の事をお考えになって，このようにおっしゃったのである。**（刀狩令は）誠に国土安全，万民快楽の要である。……それぞれがその趣旨をよく理解し，百姓は農業と養蚕に精を出すように。

これらの道具，確実に取り集め，差し出すようにせよ。

1588 年７月８日（秀吉朱印）

＜Note＞

第７講　確認テスト

1　『歎異抄』を著した，親鸞の弟子とは？

①法然　②唯円　③覚如　④蓮如

2　『二条河原の落書』は，何に対する風刺・批判が書かれた物か？

①永仁の徳政令　②得宗北条高時の失政
③建武の新政　④南北朝の争乱

3　1352年，『(観応)半済令』を出した人物とは？

①足利尊氏　②足利直義　③高師直　④足利義詮

4　1401年，足利義満が明に派遣した正使とは？

①大内義弘　②祖阿　③肥富　④瑞溪周鳳

5　1428年，正長の徳政一揆を平定した管領とは？

①細川頼之　②斯波義将　③畠山満家　④細川勝元

6　「山城の国一揆」で，軍勢が国外に退いた守護大名家とは？

①土岐氏　②山名氏　③赤松氏　④畠山氏

7　1488年，一向一揆勢に高尾城を落とされた，加賀国の守護大名とは？

①朝倉孝景〔敏景〕　②大内政弘　③富樫政親　④富樫泰高

8　分国法中最大の171条からなる『塵芥集』を編纂した戦国大名とは？

①伊達稙宗　②伊達政宗　③六角義治　④最上義光

9　楽市令が出された場合，原則的に禁止となったものは？

①馬借　②為替〔替銭〕　③撰銭　④徳政

10　太閤検地が始まった年に起きた出来事として正しいものはどれか？

①山崎の戦い　②賤ケ岳の戦い
③小牧・長久手の戦い　④関東・奥州平定

11　1587年，バテレン〔宣教師〕追放令が出された都市とは？

①大坂　②博多　③小田原　④名護屋

12　刀狩令の口実となった木像大仏が造立された方広寺は，どこにある寺院か？

①安土　②伏見　③大坂　④京都

解答

1	②	2	③	3	①	4	②	5	③
6	④	7	③	8	①	9	④	10	①
11	②	12	④						

第８講　前近代の史料④

27　江戸幕府による大名・朝廷の統制

①寛永の武家諸法度（1635 年）

一，　**文武弓馬ノ道，専ラ相嗜ムベキ事。**

一，　**大名小名，在江戸交替**，相定ル所也。**毎歳夏四月中参勤**致スベシ。従者ノ員数近来甚ダ多シ，且ハ国郡ノ費，且ハ人民ノ労也。向後其ノ相応ヲ以テ，之ヲ減少スベシ。

一，　**五百石以上ノ船**停止ノ事。

『御触書寛保集成』

> 一，　**学問と武芸の道に，ひたすら精進せよ。**
> 一，　大名たちの国元と江戸との**参勤交代**を定める。**毎年夏４月中に参勤するようにせよ。**従者の人数が近頃大変多いが，これは国費の無駄遣いであり，また一方では領民の負担となる。今後は身分に応じて人員を削減せよ。
> 一，　**500 石積み以上の大船建造を禁止する。**

②**禁中並公家諸法度**（1615年）

一，　**天子諸芸能の事，第一御学問也。**……
一，　**摂家**為りと雖も，其器用無きは，三公摂関に任ぜらるべからず。況や其外をや。
一，　武家の官位は，公家当官の外為るべき事。
一，　**改元**，漢朝の年号の内，吉例を以て相定むべし。……
一，　関白・伝奏幷びに奉行・職事等申し渡す儀，堂上地下の輩相背くにおいては流罪たるべき事。
一，　**紫衣**の寺，住持職，先規希有の事也。近年猥りに勅許の事，且は﨟次を乱し，且は官寺を汚し，甚だ然るべからず，向後に於ては，其器用を撰び，……申し沙汰有るべき事。
右，此旨を相守らるべき者也。

『大日本史料』

一，　**天皇が修得されるべき才芸は，第一に学問**（＝有職故実〔先例に関する知識〕）**である。**……
一，　五摂家であっても，能力のない者は，三公（＝太政大臣・左右大臣）や摂政・関白に任命してはならない。ましてそれ以外はなおさらである。
一，　**武家に与える官位は，公家の任官とは別に扱うこととする。**
一，　改元（＝元号を改めること）については，中国の年号から縁起の良いものを選び定めよ。……
一，　関白や**武家伝奏**，奉行らの申し渡しに公家たちは従わねばならず，背いた場合には流罪とする。
一，　**紫衣を許される寺の住職は，以前は極めてまれであった。近頃はやたらに許されているが，**これは僧侶たちの序列を乱し，官寺の名誉を汚すことにもなり，大変けしからぬことである。**今後は能力のある者に限り，**……取り計らうようにすべきである。
以上の趣旨はよく守られなければならない。

28　鎖国令

①寛永十（1633）年禁令

一，　異国え**奉書船**(ほうしょせん)の外(ほか)，舟遣(つかわ)すの儀，堅く停止(ちょうじ)の事。

一，　異国え渡り住宅仕(つかまつ)り之(これ)有る**日本人**来(きた)り候は，死罪に申し付くべく候。……異国ニ逗留(とうりゅう)いたし，五年より内ニ罷(まかり)帰り候者ハ，……御免，……

一，　伴天連(バテレン)訴人褒美(ほうび)の事。

一，　異国舟につミ来り候**白糸**(しらいと)，直段(ねだん)を立候て，残らず**五ケ所**へ**割符**(わっぷ)仕(つかまつ)るべき事。

『武家厳制録』

> 一，　**外国へ奉書船以外の船を派遣することを堅く禁止する。**
> 一，　外国に渡って居住している日本人が帰国してきたならば，死罪に処せられる。……異国に滞在し，５年以内に帰国した者は……無罪，……
> 一，　キリスト教の宣教師を密告した者には褒美を与える。
> 一，　外国船に積んできた**白糸（＝中国産生糸）**は，（長崎で）値段を決定し，すべて**糸割符仲間**の五ヶ所商人**（長崎・堺・京都・大坂・江戸）**へ割り当てること。

②寛永十二（1635）年禁令

一，　異国え**日本の船**遣すの儀，堅く停止の事。

一，　**日本人異国え遣し申す間敷**(まじく)**候。**若(もし)忍び候て乗渡(のりわた)る者之(これ)有るに於ては，其者は死罪，其舟幷(ならびに)船主共ニとめ置，言上仕(ごんじょうつかまつ)るべき事。

一，　異国え渡り住宅仕り之有る**日本人**来り候ハヾ，死罪申し付くべき事。

『教令類纂(るいさん)』

> 一，　**外国へ日本の船を派遣することを，堅く禁止する。**
> 一，　**日本人を外国へ派遣してはならない。**もし隠れて渡航する者があった場合，その者は死罪とし，その船，船主はともに留めておいて，（長崎奉行から幕府へ）申し上げること。
> 一，　**外国へ渡って居住している日本人が帰国してきたならば，死罪に処する。**

③寛永十三（1636）年禁令

一，　**切支丹訴人（キリシタンそにん）褒美の事**

一，　**南蛮人子孫残し置かず，** 詳（つまびらか）に堅く申し付くべき事。

『憲教類典（けんきょうるいてん）』

> 一，　**キリシタンを密告した者には褒美を与える。**
> 一，　**南蛮人の子孫は日本に残し置かぬように，** 詳細に厳しく申し付けるものである。

④寛永十六（1639）年禁令

一，　日本国御制禁成され候**吉利支丹（きりしたん）宗門**の儀，其趣（おもむき）を存知ながら，彼（か）の法を弘（ひろ）むるの者，今に密々（みつみつ）差渡るの事。

一，　……自今以後，**かれうた**渡海の儀，之を停止せられ訖（おわんぬ）。此上若（このうえも）し差渡るニおゐてハ，其船を破却し，幷乗来る（ならびにのりきたる）者速（すみやか）に斬罪（ざんざい）に処せらるべきの旨，仰せ出さるる者也。仍執達件（よってしったつくだん）の如し。

『御当家令条』

> 一，　日本が禁止しているキリスト教について，禁教を知りながら，これを広めようとする者が，現在も秘密に来日している。
> 一，　……**今後，ポルトガル船の来航を禁止する。** それでも，もし来航してきた場合は，その船を破壊し，乗員らは即座に斬首に処するとの旨が，幕府より命じられた。よってこのように通達する。

29　本百姓体制維持政策

①田畑永代売買の禁令（1643 年）

身上能き**百姓**は田地を買取り，弥宜く成り，身体成らざる者は田畠を沽却せしめ，猶々身上成るべからざるの間，向後**田畠売買**停止たるべき事。

『御触書寛保集成』

> 暮らし向きのよい百姓は田地を買い取って，ますます豊かになり，生計が成り立たない者は田畑を売却して，ますます暮らしが成り立たなくなってしまうので，**今後は田畑の売買は禁止する。**

②分地制限令（延宝元〔1673〕年令）

名主，百姓，田畑持候大積り，**名主弐拾石以上，百姓は拾石以上**，それより内ニ持候者は石高猥りに分ケ申間敷旨御公儀様より仰せ渡され候間，自今以後其旨堅く相守り申すべき旨仰せ付けられ畏奉り候。若相背申し候ハヾ，何様の曲事ニも仰せ付らるべく候事。

『憲教類典』

> 名主・百姓が所有すべき田畑のおおよその規模は，**名主は 20 石以上，一般百姓は 10 石以上。それ以下の石高しか持たない者はみだりに分地してはならない**，と幕府からのお達しで，今後はそれを遵守するよう（代官から）命じられ，承知いたしました。もし違反したならば，どのような処罰でもお受けいたします。

30　上げ米の令

御**旗本**ニ召置かれ候**御家人**，御代々段々相増候。御蔵入高も先規よりハ多く候得共，御切米御扶持方，其外表立候御用筋の渡方ニ引合候ては，畢竟年々不足の事ニ候。……今年ニ至て御切米等も相渡し難く，御仕置筋の御用も御手支の事ニ候。それニ付，御代々御沙汰之無き事に候得共，**万石以上の面々**より**八木**差し上げ候様ニ仰せ付けらるべしと思召し，左候ハねば御家人の内数百人，御扶持召放さるべきより外は之無く候故，**御恥辱を顧みられず**仰せ出され候。**高壱万石ニ付八木百石**積り差し上げらるべく候。……之に依り，**在江戸半年**充御免成され候間，緩々休息いたし候様ニ仰せ出され候。

『御触書寛保集成』

旗本として召抱えられている直参たちは，将軍の代を重ねるごとにだんだん増加している。幕領〔天領〕の年貢収入も以前よりは増えたが，旗本・御家人に支給する切米・扶持米やその他の主な支出と比べると，結局，毎年不足である。

……今年に至って切米などの支給も困難になり，政治向き費用も支障をきたしてきた。そこで，歴代将軍で初めて，**大名たちから幕府に米を上納させるように命じる**ことを（**８代将軍吉宗**は）考えられた。そうしなければ，直参の内から数百人を浪人させるより他に方法がないので，**恥をしのんで命じられた**のである。**大名は，知行１万石につき 100 石を上納せよ。……その代わり，参勤交代の江戸滞在期間を半年ずつ免除する**ので，国元でゆっくり休息するように，とのご命令である。

31　棄捐令

此度御蔵米取**御旗本・御家人勝手向御救**のため，**蔵宿**借金仕法御改正仰せ出され候事。

一，　御旗本･御家人**蔵宿**共より借入金利足の儀は，向後金壱両ニ付銀六分宛の積り，**利下ケ**申し渡し候間，借り方の儀ハ，是迄ノ通**蔵宿**と相対に致すべき事。

一，　旧来の借金は勿論，**六ケ年以前**辰年までニ借請候金子は，古借・新借の差別無く，**棄捐**の積り相心得べき事。

『御触書天保集成』

このたび，蔵米を支給されている**旗本・御家人**の生計を救済するため，**蔵宿**〔**札差**〕からの借金方法の改正を命じられた。

一，　旗本・御家人が蔵宿〔札差〕より借りた借金の利息は，今後，金１両につき銀６分に**利下げ**するよう言い渡した。借金方法については，これまで通り蔵宿〔札差〕と相談すること。

一，　昔の借金はもちろん，**６年前までの借金は，古い新しいの区別なく，すべて破棄させる**ので，承知するように。

32　寛政異学の禁

寛政二庚戌年五月廿四日
学派維持の儀に付申達　**林大学頭**え
朱学の儀は，**慶長**以来，御代々御信用の御事にて，已に**其方家**代々右学風維持の事仰付置かれ候儀に候得者，油断無く**正学**相励み，門人共取立申すべき筈に候。然処，近来世上種々新規の説をなし，**異学**流行，風俗を破候類之有り，全く**正学**衰微の故に候哉，甚相済まざる事にて候。……此度，**聖堂**御取締厳重に仰付けられ，**柴野**彦助・**岡田**清助儀も，右御用仰付けられ候事に候得者，能々此旨，申談，急度門人共**異学**相禁じ，猶又，自門に限らず他門に申合，**正学**講窮致し，人才取立候様，相心掛申すべく候事。

『徳川禁令考』

> 1790年5月24日
> 学派維持のことにつき申し渡す。**林大学頭**（＝林錦峯〔信敬〕）へ
> **朱子学**については，（江戸時代最初の）慶長年間以来，将軍家代々が信用されていた学問で，**林家**がその学風維持を命じられているのであるから，油断なく**正学（＝朱子学）**に励み，門人たちを取り立てるべきである。しかし，近頃世間で種々新規の説が出て，**異学（朱子学以外の儒学⇒陽明学・古学・考証学・折衷学）**が流行し，風俗を乱している。これは朱子学が衰微しているためであろうか。このままでは済まない事である。……この度，**聖堂学問所**の取り締まりを厳重に命じられ，**柴野栗山・岡田寒泉**にも御用を仰せつけられたので，よくこの趣旨を申し聞かせ，**門人には異学を禁じ**，自門ばかりでなく他門とも相談し，正学である朱子学の研究をきわめ，人材登用を心がけるべきである。

33　列強の接近と海防

①林子平(しへい)の海防論

当世の俗習にて，**異国船**の入津(にゅうしん)ハ**長崎**に限(かぎり)たる事にて，別の浦え船を寄(よす)ル事ハ決して成らざる事ト思(おもえ)り。実に太平に鼓腹(こふく)する人ト云(いう)べし。……**海国**なるゆへ何国(いづくに)の浦えも心に任せて船を寄(よせ)らるゝ事なれば，東国なりとて曾(かつ)て油断は致されざる事也(なり)。……当時**長崎**に厳重に**石火矢**(いしびや)の備(そなえ)有て，却(かえっ)て安房(あわ)，相模(さがみ)の海港に其備なし。此事甚不審(このことはなはだいぶかし)。**細カ(こま)に思へば江戸の日本橋より唐(から)，阿蘭陀(オランダ)迄(まで)境なしの水路也。**然(しか)ルを此(これ)に備へずして**長崎**のミ備ルは何ぞや。

『海国兵談』

　今の世（＝寛政期）の習慣として，外国船の入港は長崎に限られることだとして，他の港へ入港することはあり得ないと思っている。実に泰平の世に慣れきった人と言うべきである。……日本は海に囲まれた国なので，どこにでも自由に船を寄せることができるのだから，（江戸が）東国だからといって安心することはできない。……現在，長崎を厳重に大砲で警備しているが，安房（千葉県）や相模（神奈川県）にはその備えがない。これは大変不可解である。**よく考えてみると，江戸の日本橋から清・オランダまで，境界のない水路である。にもかかわらず，ここの警備を固めず長崎ばかり固めるのはどういうことであろうか。**

②異国船〔無二念〕打払令

異国船渡来の節取計方，前々より数度仰出され之有り，**をろしや船**の儀に付ては，**文化**の度改めて相触候次第も候処，**いきりす**の船，先年**長崎**に於て狼藉に及び，近年は所々え小船にて乗寄，薪水・食料を乞，去年ニ至り候ては猥ニ上陸致し，或は廻船の米穀，嶋方の野牛等取り候段，追々横行の振舞，其上**邪宗門**勧め入れ候致し方も相聞へ，傍捨て置かれ難き事に候。一体**いきりす**に限らず，**南蛮・西洋**の儀は，御制禁**邪教**の国に候間，以来何れの浦方におゐても，**異国船**乗寄候を見受候はゞ，其所に有合候人夫を以，**有無に及ばず，一図に打払**，逃延候はゞ，追船等差出すに及ばず，其分に差置，若押て上陸致し候はゞ，搦捕，又は打留候ても苦しからず候。……尤も**唐，朝鮮，琉球**などハ船形人物も相分かるべく候得共，**阿蘭陀船**は見わけも相成り兼ね申すべく，右等の船万一見損ひ，打誤り候共，御察度は之有る間敷候間，**二念無く**打払を心掛，図を失はざる様取計候処，専要の事に候条，油断無く申付けらるべく候。

『御触書天保集成』

外国船が来航してきた場合の取り扱い方は，以前より数度命令が出されている。**ロシア船については，文化期に改めて通達を出した（1806 年，文化の撫恤令）が，イギリス船が，先年長崎において無法を働き（1808 年，フェートン号事件）**，近年は各地に小船で乗り寄せて薪水・食料を求め，昨年は勝手に上陸して廻船の米穀や島の野牛などを略奪するなど，次第に乱暴な振舞いがつのり，その上，キリスト教入信を勧めた事実も明らかになり，いずれにせよ放置しておくことはできない。**大体イギリスに限らず，西洋の国々は，禁止されているキリスト教国であるので，以後どこの海辺の村においても，外国船が乗り寄せるのを見たならば，その場に居合わせた者たちで，ためらわず，ただちに撃退し**，相手が逃げ去ったならば，追跡船を出す必要はなく放置しておいてよいが，上陸を強行するようならば，捕縛し，また打ち殺しても差し支えない。……もっとも，**中国・朝鮮・琉球などは船形・人物も見分けがつくが，オランダ船はつきにくいだろうから，万が一見間違えたり，誤って打ったとしても，詳しい取調べはないので，迷うことなく撃退を心掛け**，機を逸しないことが大切である。油断のないよう申し付ける次第である。

34　人返しの法

一，　**在方**のもの身上相仕舞い，**江戸人別**に入候儀，自今以後決して相成らず。
……

一，　近年**御府内**江入り込み，裏店等借請居り候者の内ニハ妻子等も之無く，一期住み同様のものも之有るべし。左様の類ハ早々村方江呼戻し申すべき事。

『牧民金鑑』

> 一，　百姓が所帯をたたんで，江戸に出て住み着くことは，今後決してしてはならない。……
>
> 一，　近年江戸へ入り込み，長屋などに借り住まいしている者の中には，妻子もなく一年契約の奉公人のような者もいる。そのような者は，**早々に村々に呼び戻すようにせよ。**

<Note>

第８講　確認テスト

1　1635年，『寛永の武家諸法度』を起草した人物とは？

①金地院崇伝〔以心崇伝〕　②南光坊天海
③林羅山〔道春〕　④林鵞峰〔春斎〕

2　『禁中並公家諸法度』で，天皇の修得するべき才芸の第一とされたものは？

①学問　②年中行事　③和歌　④占い

3　糸割符制度が適用された国として，ふさわしくないものとは？

①ポルトガル　②オランダ　③中国　④イギリス

4　ポルトガル船の来航を禁止し，鎖国が完成した年とは？

①1633〔寛永10〕年　②1635〔寛永12〕年
③1636〔寛永13〕年　④1639〔寛永16〕年

5　1643年の『田畑永代売買の禁令』は，前年までのどんな事情を受けて発せられたものであったか？

①鎖国の完成　②寛永の飢饉
③田畑勝手作の禁　④明暦の大火

6　1673年の『分地制限令』では，名主〔庄屋〕は何石以上の所有者でない限り分地禁止となったか？

①50石　②30石　③20石　④10石

7　『上げ米』が始まった年とは？

①1716年　②1720年　③1722年　④1742年

8　1789年の『棄捐令』にある「蔵宿」とは何のことか？

①蔵元　②掛屋　③札差　④両替商

9　当初設定された「寛政の三博士」として正しくない人物とは？

①柴野栗山　②尾藤二洲　③岡田寒泉　④古賀精里

10　『海国兵談』『三国通覧図説』の著者，林子平を弾圧した老中とは？

①田沼意次　②松平定信　③水野忠邦　④土井利位

11　『異国船打払令〔無二念打払令〕』を発した将軍とは？

①徳川家重　②徳川家治　③徳川家斉　④徳川家慶

12　『人返しの法〔人返し令〕』を発した将軍とは？

①徳川家治　②徳川家斉　③徳川家慶　④徳川家定

解答

1　③　2　①　3　④　4　④　5　②
6　③　7　③　8　③　9　④　10　②
11　③　12　③

第９講　近現代の史料①

35　日米修好通商条約

第一条　向後（きょうこう）**日本大君**（たいくん）と，**亜墨利加合衆国**（あめりか）と，世々親睦（しんぼく）なるへし。……

第三条　**下田，箱館**港の外，次にいふ所の場所を，左の期限より開くへし。

神奈川　　長崎　　新潟　　兵庫

……神奈川港を開く後六ケ月にして，下田港は鎖（とざ）すへし。此（この）箇条の内に載（のせ）たる各地は**亜墨利加人**に居留をゆるすへし。……双方の国人，品物を売買する事総（すべ）て障（さわ）りなく，其払方（はらいかた）等に付ては日本役人これに立会はず。

第四条　総て国地に輸入輸出の品々，**別冊**の通，日本役所へ**運上**を納むへし。……**阿片**（あへん）の輸入厳禁たり。

第六条　**日本人**に対し法を犯せる**亜墨利加人**は，亜墨利加コンシュル裁断所にて吟味の上，**亜墨利加**の法度を以て罰すへし。……

『大日本古文書（こもんじょ）』

第一条　今後，**日本の将軍とアメリカ合衆国**とは，いつまでも仲良くしていくこと。……

第三条　**下田・箱館港のほか，次に記す場所を，左の期日より開港すること。**

神奈川　　長崎　　新潟　　兵庫

……**神奈川開港後６ケ月経過したら，下田港は閉鎖すること。**ここに掲載した各地では，アメリカ人に居留を許可すること。……日米双方の国民が品物を売買することはすべて自由で，その支払い方法などについては，日本の役人は立ち会わない。

⇒**自由貿易**の規定

第四条　すべての輸入輸出の品々は，別冊の**貿易章程**（しょうてい）に従い，日本の役所へ関税を納めること。⇒**関税自主権の欠如**

……アヘンの輸入は厳禁する。

第六条　**日本人に対し，犯罪を犯したアメリカ人は，アメリカ領事裁判所において取り調べの上，アメリカの法律によって処罰すること。**……

⇒**治外法権〔領事裁判権〕の承認**

36　王政復古の大号令

徳川内府，従前御委任ノ**大政**返上，**将軍職**辞退ノ両条，今般断然聞シメサレ候，抑**癸丑**以来未曾有ノ国難，先帝頻年宸襟ヲ悩マセラレ候御次第，衆庶ノ知ル所ニ候，之ニ依リ，叡慮ヲ決セラレ，**王政復古**，国威挽回ノ御基立テサセラレ候間，自今**摂関**，**幕府**等廃絶，即今先ズ仮ニ**総裁**，**議定**，**参与**ノ**三職**ヲ置カレ，万機行ハセラルベク，諸事**神武創業**ノ始メニ原ツキ，縉紳，武弁，堂上，地下ノ別無ク，至当ノ公議ヲ竭シ，天下ト休戚ヲ同ジク遊バサルベキ叡慮ニ付キ，各勉励，旧来驕惰ノ汚習ヲ洗ヒ，**尽忠報国**ノ誠ヲ以テ，奉公致スベク候事，……

『明治天皇紀』

内大臣**徳川慶喜（15代将軍）**が，これまで天皇から御委任されていた政権を返上し，将軍職も辞退する，という2つの申し出を，このたびはっきりとお聞き入れなさった。そもそも**嘉永6（1853）年のペリー来航**以来，いまだかつてない国難が続き，先の**孝明天皇**も，毎年御心を悩ませておられた事情は，人々も知るところである。そこで**明治天皇**はご決断なさり，**王政復古**・国威回復の御基本を確立されたので，**今後は摂政・関白・幕府などを廃止し，直ちに仮に総裁・議定・参与の三職を置かれ，天下の政治を行わせることになさった。**すべて**神武天皇**の建国事業の始まりに基づいて，公卿・武家・殿上人・一般人の区別なく，正当な論議を尽くし，国民と喜び・悲しみをともにされるおつもりであるから，各自はつとめて励み，従来のおごり怠けた悪習を洗い流し，忠義を尽くして国に報いる誠の心をもって奉公するようにせよ。……

37　五箇条の誓文（せいもん）

一，　**広ク会議ヲ興（おこ）シ万機公論ニ決スヘシ**

一，　上下（しょうか）心ヲ一（いつ）ニシテ盛ンニ**経綸（けいりん）**ヲ行フヘシ

一，　官武一途庶民ニ至ル迄（まで）各（おのおの）其**志（こころざし）**ヲ遂ケ人心ヲシテ倦（う）マザラシメン事ヲ要ス

一，　**旧来ノ陋習（ろうしゅう）**ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ

一，　**智識**ヲ世界ニ求メ大（おおい）ニ**皇基**ヲ振起スヘシ

我国未曾有（みぞう）ノ変革ヲ為（な）サントシ，朕躬（ちんみ）ヲ以テ衆ニ先ンシ，天地神明ニ誓ヒ，大ニ斯**国是（このこくぜ）**ヲ定メ，万民保全ノ道ヲ立（たて）ントス。衆亦此旨趣（またこのししゅ）ニ基キ，協心努力セヨ。

『法令全書』

> 一，　**広く会議を開いて意見を聞き，すべての国務は世論に従い決定せよ。**
> 一，　皆の心を一つにして，国家を治め整えよ（特に財政の確立）。
> 一，　公家と武家が一体となり，庶民に至るまで各人が志を達成し，心を飽きさせないようにせよ。
> 一，　**攘夷運動をやめ，万国公法〔国際法〕に基づき，開国和親につとめよ。**
> 一，　知識を世界に求めて，大いに天皇制国家の基礎を奮い起こすようにせよ。
> わが国は，いまだかつてない変革を行おうとしている。私は自ら皆の先頭に立って，天地の神々に誓い，この国政の基本方針を定め，国民が安心して生活できるようにしたいと思う。皆もこの考えに従い協力し，努力せよ。

38　地租改正条例

今般**地租改正**ニ付(つき)，旧来田畑貢納ノ法ハ悉皆(しっかい)相廃シ，更ニ**地券**調査相済(あいすみ)次第，土地ノ代価ニ随(したが)ヒ**百分ノ三**ヲ以テ**地租**ト相定ムヘキ旨(むね)仰セ出サレ候条，改正ノ旨(し)趣(しゅ)別紙条例ノ通相心得(こころう)ヘシ。……

『法令全書』

> 　このたび**地租が改正**され，旧来の田畑の納税法はことごとく廃止され，新しく地券調査が済み次第，**土地の代価の 100 分の 3 を土地に対する税と定める**ことが仰せ出されたので，改正の趣を別紙の条例の通り心得よ。……

39　民撰議院設立の建白書

臣等伏シテ方今**政権**ノ帰スル所ヲ察スルニ，上**帝室**ニ在ラス，下**人民**ニ在ラス，而シテ独リ**有司**ニ帰ス。……而シテ政令百端，朝出暮改，政刑情実ニ成リ，賞罰愛憎ニ出ツ，言路壅蔽，困苦告ルナシ。夫レ如是ニシテ天下ノ治安ナラン事ヲ欲ス，三尺ノ童子モ猶其不可ナルヲ知ル。因仍改メス，恐ラクハ国家土崩ノ勢ヲ致サン。臣等愛国ノ情自ラ已ム能ハス。乃チ之ヲ振救スルノ道ヲ講求スルニ，唯天下ノ**公議**ヲ張ルニ在ル而已，天下ノ**公議**ヲ張ルハ，**民撰議院**ヲ立ルニ在ル而已。

『日新真事誌』

私どもが謹んで今日政権の所在について考えてみますと，上は皇室にもなく，下は人民にもなく，ただ**薩長藩閥政府**の官僚に独占されています。……法令があまりに多く，それも頻繁に改定され，政治・刑罰は情実に左右され，不公平です。さらに賞罰に個人的感情が入り，言論も弾圧され，困苦の実情を訴えることができません。このような状況で国が治まることを望むのは，身の丈三尺の幼児でさえ不可能だとわかります。古い習慣を改めなければ，おそらく国家は崩壊するでしょう。私どもは，愛国の心を抑えることができません。そこで，これを救う方法を考えてみましたが，ただ公議世論を尊重する他はありません。**天下の世論を尊重するには，民撰議院を立てるしかありません。**

40　保安条例

第四条　**皇居**又ハ**行在所**ヲ距ル**三里**以内ノ地ニ住居又ハ寄宿スル者ニシテ，**内乱**ヲ陰謀シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ虞アリト認ムルトキハ，**警視総監**又ハ**地方長官**ハ**内務大臣**ノ認可ヲ経，期日又ハ時間ヲ限リ**退去**ヲ命ジ，**三年**以内同一ノ距離内ニ出入寄宿又ハ住居ヲ禁スルコトヲ得。

『官報』

第四条　皇居または仮皇居から三里以内の地に在住している者のうち，内乱を企図・指導したり，治安を妨害するおそれありとされる者について，警視総監または地方長官は，内務大臣の許可を得て，期日・時間を設定し，**三年間皇居外三里の地へ退去**の命令を出せることとする。

41　大日本帝国憲法

第一条　**大日本帝国ハ万世（ばんせい）一系ノ天皇之ヲ統治ス**

第三条　**天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ**

第四条　天皇ハ国ノ**元首（げんしゅ）**ニシテ**統治権ヲ総攬（そうらん）**シ此ノ**憲法ノ条規ニ依リ之（これ）ヲ行フ**

第五条　天皇ハ**帝国議会**ノ**協賛**ヲ以テ立法権ヲ行フ

第八条　天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為，**緊急**ノ必要ニ由リ帝国議会閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルベキ**勅令**ヲ発ス……

第十一条　**天皇ハ陸海軍ヲ統帥（とうすい）ス**

第十二条　天皇ハ陸海軍ノ**編制**及常備兵額ヲ定ム

第十三条　天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス

第十四条　天皇ハ**戒厳（かいげん）**ヲ宣告ス……

第二十条　日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ**兵役ノ義務**ヲ有ス

第二八条　日本臣民ハ安寧（あんねい）秩序ヲ妨ゲズ及**臣民タルノ義務ニ背（そむ）カザル限（かぎり）ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス**

第二九条　日本臣民ハ**法律ノ範囲内ニ於テ**言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス

第三三条　**帝国議会**ハ**貴族院衆議院**ノ両院ヲ以テ成立ス

第三四条　**貴族院**ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三五条　**衆議院**ハ選挙法ノ定ムル所ニ依リ**公選**セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第五五条　**国務各大臣**ハ天皇ヲ**輔弼（ほひつ）**シ其ノ責ニ任ス……

第五六条　**枢密**顧問ハ枢密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢（しじゅん）ニ応（こた）ヘ重要ノ国務ヲ審議ス

第五七条　司法権ハ**天皇ノ名ニ於テ**法律ニ依リ**裁判所**之ヲ行フ

第六五条　**予算ハ前（さき）ニ衆議院ニ提出スベシ**

第七〇条　公共ノ安全ヲ保持スル為緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝国議会ヲ召集スルコト能ハザルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得……

第七一条　帝国議会ニ於テ予算ヲ議定セズ又ハ**予算成立ニ至ラザルトキハ政府ハ前年度ノ予算ヲ施行スベシ**

42　福沢諭吉の「脱亜論」

我(われ)**日本**の国土は**亜細亜(アジア)**の東辺に在りと雖(いえ)ども，其(その)国民の精神は，既に**亜細亜**の固陋(ころう)を脱して，**西洋**の文明に移りたり。然(しか)るに爰(ここ)に不幸なるは，近隣に国あり，一を**支那(シナ)**と云ひ，一を**朝鮮**と云ふ。……此(この)二国の者共は，一身に就(つ)き，又一国に関して，改進の道を知らず，交通至便(しべん)の世の中に，文明の事物を聞見(ぶんけん)せざるに非(あら)ざれども，耳目(じもく)の聞見は以(もっ)て心を動かすに足らずして，其古風旧慣に恋々(れんれん)するの情は，百千年の古(いにしえ)に異ならず。……左(さ)れば今日(こんにち)の謀(はかりごと)（⇒欧米列強からの自立）を為すに，我国は隣国(りんごく)の開明を待(まち)て，共に**亜細亜**を興(おこ)すの猶予(ゆうよ)ある可(べか)らず，寧(むし)ろ其伍(そのご)を脱して**西洋**の文明国と進退を共にし，其**支那朝鮮**に接するの法も隣国なるが故(ゆえ)にとて特別の会釈(えしゃく)に及ばず，正に**西洋人**が之に接するの風に従(したがい)て処分す可(べ)きのみ。悪友を親しむ者は共に悪名を免(まぬ)かる可らず。**我(わ)れは心に於(おい)て亜細亜東方の悪友を謝絶するものなり。**

1885 年 3 月 16 日付 『**時事新報**』 社説

第９講　確認テスト

1　1858年の日米修好通商条約で，翌年から貿易が始まった港としてふさわしくないものとは？

①横浜　②長崎　③箱館　④下田

2　開国後の不平等条項としてふさわしくないものとは？

①片務的最恵国待遇　②領事裁判権の承認
③関税自主権の欠如　④外国人の内地雑居

3　「王政復古の大号令」で設置された「三職」としてふさわしくないものとは？

①総裁　②議定　③参与　④参議

4　「五箇条の誓文」の原案を起草した越前藩士とは？

①横井小楠　②橋本左内　③由利公正　④福岡孝弟

5　「五箇条の誓文」と同年に出されたものとして，ふさわしくないものとは？

①年貢半減令　②五榜の掲示　③政体書　④新貨条例

6　地租改正条例が出された年とは？

①1869年　②1871年　③1873年　④1874年

7　愛国公党のメンバーのうち，土佐藩出身者ではない人物とは？

①副島種臣　②古沢滋　③板垣退助　④後藤象二郎

8　『民撰議院設立の建白書』を掲載した，イギリス人ブラックが創刊した邦字の大新聞とは？

①朝野新聞　②日新真事誌　③郵便報知新聞　④東京日日新聞

9　1887年，保安条例を出した第一次伊藤博文内閣の内務大臣とは？

①大久保利通　②山県有朋　③品川弥二郎　④後藤新平

10　大日本帝国憲法が発布された年とは？

①1885年　②1888年　③1889年　④1890年

11　大日本帝国憲法起草メンバーとしてふさわしくない人物とは？

①加藤弘之　②井上毅　③金子堅太郎　④伊東巳代治

12　福沢諭吉が「脱亜論」を掲載した新聞とは？

①横浜毎日新聞　②自由新聞　③時事新報　④万朝報

解答

1	④	2	④	3	④	4	③	5	④
6	③	7	①	8	②	9	②	10	③
11	①	12	③						

第10講　近現代の史料②

43　下関(しものせき)条約

第一条　**清国**ハ**朝鮮国**ノ完全無欠ナル**独立自主ノ国**タルコトヲ確認ス。……

第二条　**清国**ハ左記ノ土地ノ主権並(ならび)ニ該(がい)地方ニ在ル城塁(じょうるい)，兵器製造所及(および)官有物ヲ永遠**日本国**ニ割与(かつよ)ス

一，　左ノ経界(けいかい)内ニ在ル**奉天省南部ノ地**……

二，　**台湾**全島及其ノ付属諸島嶼(とうしょ)

三，　**澎湖(ほうこ)列島**……

第四条　**清国**ハ軍費**賠償金**トシテ庫平銀(こへいぎん)**二億両(テール)**ヲ**日本国**ニ支払フヘキコトヲ約ス。……

『日本外交文書』

第一条　**清国は，朝鮮〔李氏朝鮮〕を完全無欠な独立自主の国であることを確認する。**……

第二条　清国は，左記の土地の主権と，その土地にある城塁や兵器製造所，官有物を永遠に日本国に譲渡する。⇒**植民地の割譲(かつじょう)**

一，　左の地図の境界線内にある奉天省南部の地（＝**遼東(りょうとう)半島**）……

二，　**台湾**全島およびその付属島嶼

三，　**澎湖列島**……

第四条　**清国は賠償金として銀2億両(テール)（日本円で約3億1千万円）を日本国に支払う**ことを約束する。……

44　ポーツマス条約

第二条　**露西亜(ロシア)帝国**政府ハ，**日本国**カ**韓国**ニ於(おい)テ政事上，軍事上及経済上ノ卓絶(たくぜつ)ナル**利益**ヲ有スルコトヲ承認シ，……

第五条　**露西亜帝国**政府ハ，清国政府ノ承諾ヲ以(もっ)テ，**旅順口(りょじゅんこう)**，**大連(だいれん)**竝(ならびに)其ノ付近ノ領土及(および)領水ノ**租借(そしゃく)権**及該(がい)租借権ニ関連シ……**日本帝国**政府ニ移転譲渡ス……

第六条　**露西亜帝国**政府ハ，**長春(ちょうしゅん)**（寛城子(かんじょうし)）**旅順口間ノ鉄道**……**日本帝国**政府ニ移転譲渡スヘキコトヲ約ス……

第九条　**露西亜帝国**政府ハ，**薩哈嗹(サハリン)島南部**……永遠**日本帝国**政府ニ譲与ス，……北方境界ハ**北緯五十度**ト定ム

第十一条　**露西亜帝国**ハ，日本海・「オコーツク」海及「ベーリング」海ニ瀕(ひん)スル**露西亜国領地ノ沿岸**ニ於ケル**漁業権**ヲ，**日本国**臣民ニ許与セムガ為，日本国ト協定ヲナスベキコトヲ約ス

『日本外交文書』

第二条　**ロシア政府は日本が韓国〔大韓帝国〕において政治・軍事および経済上で全面的な利権を持つことを承認し**，……

第五条　**ロシア政府は**，清国政府の承諾により，**旅順・大連**およびその付近（＝**遼東(りょうとう)半島南部**）の土地・海域の**租借権**，また租借権に該当するものに関係し，……**日本政府に譲渡**する。……

第六条　**ロシア政府は長春・旅順間の鉄道**（＝東清鉄道南満州支線）……**日本政府に移転譲渡を約束**する。

第九条　**ロシア政府は樺太南部**……永遠に**日本政府に譲渡**する。……北の境界を**北緯50度**と定める。

第十一条　**ロシアは**日本海・オホーツク海・ベーリング海に沿うロシア領の沿岸（＝**沿海州**）における**漁業権を日本国民に譲渡**するため，日本と協定を結ぶことを約束する。

45　二十一カ条の要求

第一号　……

第一条　**支那国**政府ハ**独逸国**カ**山東省**ニ関シ条約其他ニ依リ**支那国**ニ対シテ有スル一切ノ権利利益譲与等ノ処分ニ付**日本国**政府カ**独逸国**政府ト協定スヘキ一切ノ事項ヲ承認スヘキコトヲ約ス……

第二号　日本国政府及支那国政府ハ支那国政府カ**南満州**及**東部内蒙古**ニ於ケル日本国ノ優越ナル地位ヲ承認スルニヨリ，茲ニ左ノ条款ヲ締約セリ。

第一条　両締約国ハ**旅順大連租借期限**竝**南満州**及**安奉両鉄道各期限**ヲ何レモ更ニ**九十九ケ年ツツ延長**スヘキコトヲ約ス……

第四条　支那国政府ハ，本条約付属書ニ列記セル南満州及東部内蒙古ニ於ケル**諸鉱山ノ採掘権**ヲ日本国臣民ニ許与ス，……

第三号　……

第一条　両締約国ハ，将来適当ノ時機ニ於テ**漢冶萍公司**ヲ両国ノ合弁トナスコト……ヲ約ス

第四号　……

支那国政府ハ，支那国沿岸ノ港湾及島嶼ヲ他国ニ譲与シ若クハ貸与セサルヘキコトヲ約ス

第五号　一，中央政府ニ**政治財政及軍事顧問**トシテ有力ナル**日本人**ヲ傭聘セシムルコト

『日本外交年表竝主要文書』

第一号　……

第一条　**中華民国袁世凱政府**は，山東省に関係する条約その他によりドイツが有していた一切の権利・利益・譲与などの処分について，日本政府がドイツ政府と協定したすべての事項を承認することを約束する。……

⇒山東省のドイツ利権譲渡の承認

第二号　日本政府及び中華民国政府は，中華民国政府が南満州および東部内蒙古における日本の優越な地位を承認することにより，左の取り決めを締約した。

第一条　両締約国は，**旅順・大連の租借，南満州・安奉の両鉄道の租借期限をそれぞれ99年ずつ延長**することを約束する。……

第四条　中華民国政府は，本条約の付属書に列記された南満州および東部内蒙古における諸鉱山の採掘権を日本国民に許す，……

第三号　……

第一条　両締約国は，将来適当な時期に**漢冶萍公司**を両国の合弁事業とすること……を約束する。

第四号　……

中華民国政府は，中国沿岸の港湾および島々を他国に譲ったり貸したりしないことを約束する。

第五号　一，中華民国中央政府は，**政治・財政および軍事顧問として有力な日本人を招聘**すること。

46　吉野作造の民本主義

“憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず”

民本主義といふ文字は，日本語としては極めて新らしい用例である。従来は**民主々義**といふ語を以て普通に唱へられて居ったやうだ。時としては又**民衆主義**とか，**平民主義**とか呼ばれたこともある。しかし民主々義といへば，社会民主党などといふ場合におけるが如く，「国家の**主権**は人民にあり」といふ危険なる学説と混同され易い。また平民主義といへば，平民と貴族とを対立せしめ，貴族を敵にして平民に味方するの意味に誤解せらるゝの恐れがある。独り民衆主義の文字丈けは，以上の如き欠点はないけれども，民衆を「重んずる」といふ意味があらはれない嫌がある。我々が視て以て憲政の根柢となすところのものは，政治上一般民衆を重んじ，その間に貴賤上下の別を立てず，而かも**国体の君主制たると共和制たるとを問はず，普く通用するところの主義**たるが故に，**民本主義**といふ比較的新らしい用語が一番適当であるかと思ふ。

『**中央公論**』

47　治安維持法

第一条　**国体ヲ変革**シ又ハ**私有財産制度ヲ否認**スルコトヲ目的トシテ**結社**ヲ組織シ又ハ情(じょう)ヲ知リテ之(これ)ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役(ちょうえき)又ハ禁錮(きんこ)ニ処ス。

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス。

『官報』

> 第一条　天皇制国家体制を改革し，私有財産制度を否定する（＝**資本主義制度の否定**）ために結社を組織し，またはその事を知りながら結社に加入した者は，10年以下の懲役または禁固刑とする。
>
> 前項に関して，計画のみで実行しなかった者に対しても罰する。

48　国家総動員法

第一条　本法ニ於(おい)テ**国家総動員**トハ**戦時**ニ際シ国防目的達成ノ為，国ノ全力ヲ最モ有効ニ発揮セシムル様，**人的及物的資源ヲ統制運用**スルヲ謂(い)フ。

第四条　**政府**ハ**戦時**ニ際シ**国家総動員**上必要アルトキハ，**勅令**ノ定ムル所ニ依リ，帝国臣民ヲ**徴用**(ちょうよう)シテ総動員業務ニ従事セシムル事ヲ得(う)。

第八条　**政府**ハ**戦時**ニ際シ，**国家総動員**上必要アル時ハ，**勅令**ノ定ムル所ニ依リ，総動員物資ノ生産，修理，配給，譲渡(じょうと)其ノ他ノ処分，使用，消費，所持及移動ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得。

第二十条　**政府**ハ**戦時**ニ際シ**国家総動員**上必要アルトキハ，**勅令**ノ定ムル所ニ依リ，新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付，制限又ハ禁止ヲ為スコトヲ得。

『官報』

49　ポツダム宣言

一，　吾等**合衆国大統領，中華民国政府主席**及**「グレート・ブリテン」国総理大臣**ハ，……**日本国**ニ対シ今次ノ**戦争ヲ終結**スルノ機会ヲ与フルコトニ意見一致セリ。

五，　吾等ノ条件ハ左ノ如シ

吾等ハ右条件ヨリ離脱スルコトナカルヘシ。右ニ代ル条件存在セス。吾等ハ遅延ヲ認ムルヲ得ス。

六，　吾等ハ無責任ナル**軍国主義**ガ世界ヨリ駆逐セラルルニ至迄ハ，平和，安全及正義ノ新秩序カ生シ得サルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ，日本国国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ**世界征服**ノ挙ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ，永久ニ除去セラレサルヘカラス。

七，　右ノ如キ新秩序ガ建設セラレ且**日本国ノ戦争遂行能力**ガ破砕セラレタルコトノ確証アルニ至ルマデハ，**連合国**ノ指定スベキ日本国領内ノ諸地点ハ吾等ノ玆ニ指定スル基本的目的ノ達成ヲ確保スルタメ**占領**セラルヘシ。

八，　**「カイロ」宣言**ノ条項ハ履行セラルベク，又**日本国ノ主権ハ本州・北海道・九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島**ニ局限セラルヘシ。

九，　**日本国軍隊**ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後，各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラレルヘシ。

十，　吾等ハ**日本人**ヲ民族トシテ奴隷化セントシ，又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニアラサルモ，吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ**戦争犯罪人**ニ対シテハ厳重ナル処罰ヲ加ヘラルベシ。**日本国政府**ハ日本国国民ノ間ニ於ケル**民主主義的傾向**ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ。言論・宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルヘシ。

十一，　**日本国**ハ其ノ**経済**ヲ支持シ且公正ナル**実物賠償**ノ取立ヲ可能ナラシムルカ如キ**産業**ヲ維持スルコトヲ許サルヘシ。但シ日本国ヲシテ**戦争**ノ為**再軍備**ヲ為スコトヲ得シムルカ如キ産業ハ此ノ限ニ在ラス。右目的ノ為原料ノ入手（其ノ支配トハ之ヲ区別ス）ヲ許可サルヘシ。日本国ハ将来世界貿易関係ヘノ参加ヲ許サルヘシ。

十二，　前記諸目的ガ達成セラレ且日本国国民ノ自由ニ表明セル意志ニ従ヒ，**平和的傾向**ヲ有シ，且責任アル**政府**ガ樹立セラルルニ於テハ，連合国ノ**占領軍**ハ直ニ日本国ヨリ撤収セラルヘシ。

十三，　吾等ハ日本国政府ガ直ニ全日本国軍隊ノ**無条件降伏**ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適当且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ対シ要求ス。**右以外ノ日本国ノ選択ハ迅速且完全ナル壊滅アルノミトス。**

『日本外交年表竝主要文書』

50　国際社会への復帰

①サンフランシスコ平和条約

第二条（a）日本国は，**朝鮮**の独立を承認……する。

（b）日本国は，**台湾及び澎湖諸島**に対するすべての権利，権原及び請求権を放棄する。

（c）日本国は，**千島列島**……**樺太**の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利，権原及び請求権を放棄する。

第三条　日本国は，**北緯二十九度以南の南西諸島**（**琉球諸島**……を含む），孀婦岩（そうふいわ）の南の南方諸島（**小笠原群島**……を含む）……を**合衆国**を唯一の施政権者とする**信託統治制度**の下におくこととする**国際連合**に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。……

第六条（a）連合国のすべての**占領軍**は，……日本国から撤退しなければならない。但し，この規定は，……外国軍隊の日本国の領域における駐とん又は駐留を妨げるものではない。

『条約集』

②日ソ共同宣言

一，　**日本国**と**ソヴィエト社会主義共和国連邦**との間の戦争状態は，この宣言が効力を生ずる日に終了し，両国の間に平和及び友好善隣（ぜんりん）関係が回復される。

四，　ソヴィエト社会主義共和国連邦は，**国際連合**への加入に関する日本国の申請を支持するものとする。

九，　……ソヴィエト社会主義共和国連邦は，日本国の要望にこたえ，かつ日本国の国益を考慮して，**歯舞（ハボマイ）群島及び色丹（シコタン）島**を日本国に引き渡すことに同意する。ただし，これらの諸島は，日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の**平和条約が締結された後**に現実に引き渡されるものとする。

『日本外交主要文書・年表』

第10講　確認テスト

1　日清戦争で勝利した日本が，「下関条約」で清から割譲されることになった植民地としてふさわしくないものとは？

①奉天省南部の地（＝遼東半島）　②台湾
③澎湖列島　④尖閣諸島

2　日清戦争時の内閣とは？

①第一次山県有朋内閣　②第一次松方正義内閣
③第二次伊藤博文内閣　④第二次松方正義内閣

3　「ポーツマス」はどこの国の都市であるか？

①ロシア　②フランス　③ドイツ　④アメリカ

4　1915年，「二十一カ条の要求」を中華民国袁世凱政府に提示した外相とは？

①加藤高明　②石井菊次郎　③後藤新平　④内田康哉

5　「二十一カ条の要求」で，将来的に日中合弁事業とする，と規定された企業とは？

①南満州鉄道株式会社　②漢冶萍公司
③鞍山製鉄所　④満州重工業開発会社

6　1916年，吉野作造が「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」を発表した総合雑誌とは？

①太陽　②中央公論　③改造　④解放

7　治安維持法が制定された年の出来事でないものとは？

①日ソ基本条約締結　②普通選挙法制定
③ラジオ放送開始　④大正から昭和への改元

8　治安維持法の最高刑を死刑と改悪した，1928年の当時の内閣とは？

①第一次若槻礼次郎内閣　②田中義一内閣
③浜口雄幸内閣　④第二次若槻礼次郎内閣

9　1938年，国家総動員法を立案した機関とは？

①枢密院　②企画院　③重臣会議　④参謀本部

10　鈴木貫太郎内閣がポツダム宣言を受諾したのは，何月何日であったか？

①８月６日　②８月９日　③８月14日　④８月15日

11　サンフランシスコ講和会議に不参加であった国として正しくないものとは？

①インド　②ビルマ　③ユーゴスラビア　④ソ連

12　1956年，「日ソ共同宣言」締結および「国際連合」に加盟した，第三次鳩山一郎内閣の外相とは？

①東郷茂徳　②重光葵　③藤山愛一郎　④椎名悦三郎

解答

1	④	2	③	3	④	4	①	5	②
6	②	7	④	8	②	9	②	10	③
11	④	12	②						

<Memo>

<Memo>

＜Memo＞